

上下水道部会 行政制度比較表

前橋市・富士見村合併協議会

上下水道部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
1	上水道事業 (概要)		平成19年3月31日現在 ・行政区域内人口 : 323,838 人 ・" 給水人口 : 323,144 人 ・給水件数 : 136,955 件 ・普及率 : 99.8 % ・施設能力 : 206,788 m ³ ・年間配水量 : 48,931,929 m ³ ・一日最大給水量 : 149,640 m ³ ・一日平均給水量 : 134,060 m ³ ・有収率 : 86.3 % ・供給単価 : 132.37 円 ・給水原価 : 145.39 円 ・職員数 : 113 人	平成19年3月31日現在 ・行政区域内人口 : 22,864 人 ・" 給水人口 : 22,794 人 ・給水件数 : 7,940 件 ・普及率 : 99.7 % ・施設能力 : 15,178 m ³ ・年間配水量 : 3,281,252 m ³ ・一日最大給水量 : 11,176 m ³ ・一日平均給水量 : 8,989 m ³ ・有収率 : 82.0 % ・供給単価 : 145.85 円 ・給水原価 : 149.97 円 ・職員数 : 7 人	○概要説明	
2	組織・人事		(1)前橋市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例(第3条) ・水道事業等に管理者1人を置き、公営企業管理者という。 (2)前橋市水道局公告式規程 ・水道局管理規程の公表は水道局掲示板に掲示 (3)前橋市水道局事務分掌規程(第2条) 上下水道部 総務課 管理係 財務係 管財係 水道業務課 管理係 給水装置係 業務係 水道整備課 計画管理係 工事第一係 工事第二係 維持係 浄水課 管理係 施設係 配水係 水質係 下水道建設課 管理係 計画係 工事第一係 工事第二係 下水道管理課 普及管理係 維持係 改良係 下水道施設課 管理係 施設係 水質係 運転係 (4)市長の同意を得て任免する水道局の職員を定める規則 ・係長以上の職の者	(1)富士見村水道事業の設置等に関する条例(第4条第1項) ・富士見村水道事業に管理者を置かないものとする。 (2)富士見村水道事業公告式規程 ・水道事業規程の公表は富士見村公告式条例の規定を準用する。 (3)富士見村水道事業の設置等に関する条例(第4条第2項) 富士見村水道事業事務分掌規程(第2条:係の設置) 富士見村組織規則(第8条及び第20条) 水道課 総務係 工務係 下水道課 公共下水道係 農業集落排水係	(1)前橋市の制度により調整する (2)合併後における本庁舎の位置を現在の水道庁舎とし、掲示は現行どおり「水道局掲示場に掲示」して公告する。 原本の写しを富士見支所の掲示場に掲示すること等については、市長部局における公告式条例の調整と同様とする。 (3)前橋市の制度に統一する。村に設置される支所の分課等は市長部局と同様とする。 (4)任免について市長同意を要する職員は、前橋市の制度に統一する。	

上下水道部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
3	服務		前橋市水道局就業規程等による	富士見村職員の服務の宣誓に関する条例等による	○前橋市の制度により調整する	
4	職員の給与等		市長部局と基本的に同じ 【特殊勤務手当】 滞納整理・停水執行手当 日額 330円 高所及び深所作業手当 日額 220円 水処理業務手当(現場作業) 日額 180円 水処理業務手当(技術) 日額 170円 浄化処理業務手当(現場作業) 日額 780円 浄化処理業務手当(技術) 日額 630円 浄化処理業務手当(上記以外) 日額 230円 緊急出動手当 1回 1,500円	村長部局と同じ 【特殊勤務手当】 なし	○前橋市の制度により調整する ・総務部会で協議している給与・手当等の調整結果と同様とする。	
5	宿日直		「前橋市水道局当直規程」水道局のみ (1)水道局本庁当直 当直業務従事職員(課長補佐級以下の職員) ※女性職員は3・4月の土曜日等に従事。 (2)手当 1回 7,100円(平成19年1月1日現在) (内訳)宿日直手当 4,700円 時間外勤務手当相当額 2,400円	村長部局と同じ (1)水道庁舎の日直 ・自宅待機あり(水道課のみ運用) (2)手当なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市における現行宿日直体制は、維持する。 ・富士見村の日直体制は、配水地の管理が中心であるので、施設の維持管理方法の中で検討する。 ・手当は、前橋市の手当に統一する。	
6	安全衛生		「労働安全衛生管理規程」 ～水道局に安全衛生委員会を設置・委員15人	なし	○前橋市の制度により調整する	
7	災害時の相互 応援協定		(1)日本水道協会群馬県支部災害相互応援要綱 (群馬県内29市町村、県) (2)群馬県水道災害相互応援協定 (群馬県及び県内38市町村) (3)水道災害相互応援に関する覚書 (宇都宮市、川口市、水戸市、前橋市) (4)災害時における水道施設の応援復旧の協定に 関する協定(前橋市管工事協同組合) (5)上水道相互連絡管設置に関する協定 (高崎市) (6)日本水道協会関東地方支部災害相互応援協定 (関東地方支部長都市と都県支部長都市等) (7)保有水道資機材の相互利用に関する協定 (高崎市)	(1)日本水道協会群馬県支部災害相互応援要綱 (群馬県内29市町村、県) (2)群馬県水道災害相互応援協定 (群馬県及び県内38市町村)	○前橋市の制度により調整する ・富士見の現行協定は、すべて前橋市でも協 定していることから、前橋市に統一する。	
8	審議会等の設 置		○前橋市水道事業及び公共下水道事業運営審議会 委員 10人以内	○富士見村水道事業運営審議会 委員 9人 ○富士見村下水道事業運営審議会条例 委員 9人以内	○前橋市の制度により調整する ・富士見村の運営審議会は廃止する。	

上下水道部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
9	財務会計システム		<p>○委託先 NECソフト(株) (クライアント・サーバー方式)</p> <p>○処理内容 (1) 予算編成 (2) 予算管理 (3) 収入・支出管理 (4) 決算管理 (5) 企業債管理 (6) 固定資産管理</p>	<p>○委託先 (株) 両毛システムズ (クライアント・サーバー方式)</p> <p>○処理内容(水道) (1) 予算編成 (2) 予算管理 (3) 収入・支出管理 (4) 決算管理 (6) 固定資産</p> <p>○処理内容(下水道) ※本庁と共用 (1) 予算編成 (2) 予算管理 (3) 収入・支出管理 (4) 決算管理</p>	<p>○前橋市の制度により調整する ・富士見村のシステムを前橋市のシステムに統合する。</p>	
10	引当金	退職給与引当金	<p>○平成18年度末残高 64,375,301 円</p> <p>○算定方法(予算) 財政計画策定時、過去5年間の職員人件費(退職給与金除く)と退職給与金との割合で算出し、計画上、支払不能となる年度がある場合は、支払可能となるよう算出割合を考慮している。 ※17～19年度の算定割合：12.3%</p>	なし	<p>○前橋市の制度により調整する ・水道事業の退職給与引当金は、前橋市のみにあるので、前橋市の算定方法に統一する。</p>	
11	補助金等	出資金	<p>○出資金(繰入資本金) 2,189,093,371円</p>	<p>○出資金(繰入資本金) なし</p>	<p>○前橋市の制度により調整する</p>	
		負担金	<p>○負担金 地方公営企業繰出金のとおり</p>	<p>○負担金 地方公営企業繰出金のとおり</p>	<p>○前橋市の制度により調整する</p>	
		補助金	<p>○補助金 ・水道料金格差是正補助金 ・畑地かんがい用水補助金</p>	<p>○補助金 なし</p>	<p>○前橋市の制度により調整する</p>	
12	財政計画及び料金改定(水道)		<p>○見直し方法 一定期間(概ね3か年)の財政計画(事業収支計画)を策定し、水道料金の見直しを行っている。 ○現行料金改定時の状況 ・算定期間：平成11年度から平成13年度(3年間) ・算定方法：損益ベース (最終年度末内部留保資金：5億円) ・適用時期：平成11年4月より (但し、経過措置あり) ・平均改定率：10.16% ・1m³当たり平均料金単価：135円87銭 ※平成10年第4回(12月)定例市議会議決</p>	<p>○見直し方法 一定期間(概ね3か年)の財政計画(事業収支計画)を策定し、水道料金の見直しを行っている。 ○現行料金改定時の状況 ・算定方法：損益ベース ・適用時期：平成12年5月より ・平均改定率：28.3%(上水道m³当たり) ・1m³当たり平均料金単価：140円(上水道) ※平成12年第1回(3月)定例村議会議決</p>	<p>○前橋市の制度により調整する 施設の状況を把握し、整備計画をたて策定する。</p>	

上下水道部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考																																																																																																																																																																																	
13	水道料金体系		<p>水道料金（1か月）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">用途</th> <th colspan="2">基本料金</th> <th colspan="2">従量料金</th> </tr> <tr> <th>基本水量</th> <th>料金</th> <th>使用水量</th> <th>料金 (1m³につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">専用給水装置</td> <td rowspan="10">一般用</td> <td rowspan="10">8m³まで</td> <td>口径13mm 800円</td> <td>8m³を超え30m³まで</td> <td>111円</td> </tr> <tr> <td>口径20mm 910円</td> <td>30m³を超え50m³まで</td> <td>144円</td> </tr> <tr> <td>口径25mm 940円</td> <td>50m³を超え300m³まで</td> <td>179円</td> </tr> <tr> <td>口径30mm 1,100円</td> <td>300m³を超え3000m³まで</td> <td>198円</td> </tr> <tr> <td>口径40mm 1,440円</td> <td>3000m³を超え6000m³まで</td> <td>175円</td> </tr> <tr> <td>口径50mm 2,720円</td> <td>6000m³を超え10000m³まで</td> <td>165円</td> </tr> <tr> <td>口径75mm 3,350円</td> <td>10000m³を超えるもの</td> <td>155円</td> </tr> <tr> <td>口径100mm 4,510円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>口径150mm 8,310円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="8">浴場業用</td> <td rowspan="8"></td> <td rowspan="8">100m³まで</td> <td>口径20mm 4,900円</td> <td>100m³を超えるもの</td> <td>58円</td> </tr> <tr> <td>口径25mm 4,920円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>口径30mm 5,020円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>口径40mm 5,260円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>口径50mm 6,150円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>口径75mm 6,570円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>口径100mm 7,360円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>口径150mm 9,950円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>臨時用</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1m³につき</td> <td>227円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">私設消火栓</td> <td>演習用</td> <td>1栓 10分につき</td> <td colspan="3">1,620円</td> </tr> <tr> <td>火災時使用</td> <td colspan="4">無料</td> </tr> <tr> <td>畑地かんがい給水装置</td> <td>畑地かんがい用</td> <td colspan="4">1アール（1アール未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき21円43銭</td> </tr> </tbody> </table> <p>※水道料金 = (基本料金 + 従量料金) × 1.05 ※1円未満切り捨て</p> <p>※小水道の料金は水道料金と同額</p>	種別	用途	基本料金		従量料金		基本水量	料金	使用水量	料金 (1m ³ につき)	専用給水装置	一般用	8m ³ まで	口径13mm 800円	8m ³ を超え30m ³ まで	111円	口径20mm 910円	30m ³ を超え50m ³ まで	144円	口径25mm 940円	50m ³ を超え300m ³ まで	179円	口径30mm 1,100円	300m ³ を超え3000m ³ まで	198円	口径40mm 1,440円	3000m ³ を超え6000m ³ まで	175円	口径50mm 2,720円	6000m ³ を超え10000m ³ まで	165円	口径75mm 3,350円	10000m ³ を超えるもの	155円	口径100mm 4,510円			口径150mm 8,310円			浴場業用		100m ³ まで	口径20mm 4,900円	100m ³ を超えるもの	58円	口径25mm 4,920円			口径30mm 5,020円			口径40mm 5,260円			口径50mm 6,150円			口径75mm 6,570円			口径100mm 7,360円			口径150mm 9,950円			臨時用	—	—	1m ³ につき	227円	私設消火栓	演習用	1栓 10分につき	1,620円			火災時使用	無料				畑地かんがい給水装置	畑地かんがい用	1アール（1アール未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき21円43銭				<p>水道事業料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">口径\料率</th> <th colspan="2">基本料金(1か月につき)</th> <th rowspan="2">超過料金 (1立方メートルにつき)</th> </tr> <tr> <th>水量</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13ミリメートル</td> <td>10立方メートル</td> <td>1,400円</td> <td>140円</td> </tr> <tr> <td>20ミリメートル</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>25ミリメートル</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>30ミリメートル</td> <td>20立方メートル</td> <td>2,800円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>40ミリメートル</td> <td>30立方メートル</td> <td>4,200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>50ミリメートル</td> <td>40立方メートル</td> <td>5,600円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>75ミリメートル</td> <td>50立方メートル</td> <td>7,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>臨時給水栓</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">口径\料率</th> <th colspan="2">基本料金(1か月につき)</th> <th rowspan="2">超過料金 (1立方メートルにつき)</th> </tr> <tr> <th>水量</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分なし</td> <td>10立方メートル</td> <td>1,600円</td> <td>160円</td> </tr> </tbody> </table> <p>簡易水道事業の料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">口径\料率</th> <th colspan="2">基本料金(1か月につき)</th> <th rowspan="2">超過料金 (1立方メートルにつき)</th> </tr> <tr> <th>水量</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13ミリメートル</td> <td>10立方メートル</td> <td>1,300円</td> <td>130円</td> </tr> <tr> <td>20ミリメートル</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>25ミリメートル</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>30ミリメートル</td> <td>20立方メートル</td> <td>2,600円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>40ミリメートル</td> <td>30立方メートル</td> <td>3,900円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>50ミリメートル</td> <td>40立方メートル</td> <td>5,200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>75ミリメートル</td> <td>50立方メートル</td> <td>6,500円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>臨時給水栓</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">口径\料率</th> <th colspan="2">基本料金(1か月につき)</th> <th rowspan="2">超過料金 (1立方メートルにつき)</th> </tr> <tr> <th>水量</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分なし</td> <td>10立方メートル</td> <td>1,700円</td> <td>170円</td> </tr> </tbody> </table>	口径\料率	基本料金(1か月につき)		超過料金 (1立方メートルにつき)	水量	料金	13ミリメートル	10立方メートル	1,400円	140円	20ミリメートル				25ミリメートル				30ミリメートル	20立方メートル	2,800円		40ミリメートル	30立方メートル	4,200円		50ミリメートル	40立方メートル	5,600円		75ミリメートル	50立方メートル	7,000円		口径\料率	基本料金(1か月につき)		超過料金 (1立方メートルにつき)	水量	料金	区分なし	10立方メートル	1,600円	160円	口径\料率	基本料金(1か月につき)		超過料金 (1立方メートルにつき)	水量	料金	13ミリメートル	10立方メートル	1,300円	130円	20ミリメートル				25ミリメートル				30ミリメートル	20立方メートル	2,600円		40ミリメートル	30立方メートル	3,900円		50ミリメートル	40立方メートル	5,200円		75ミリメートル	50立方メートル	6,500円		口径\料率	基本料金(1か月につき)		超過料金 (1立方メートルにつき)	水量	料金	区分なし	10立方メートル	1,700円	170円	<p>○前橋市の制度に統一する。ただし、合併時に料金の高くなる使用量区分については、段階的に調整する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・料金体系（富士見村の簡易水道は除く。）は、合併時に前橋市に統一する。 ・富士見村については、一般家庭の利用者が多い口径13mmでは、1月の使用水量が144m³まで前橋市の料金が低廉であり、約99%の世帯で水道料金が安くなる。 <p>○富士見村の簡易水道の取扱いについては、現行のまま新市に引き継ぐ</p>	
種別	用途	基本料金				従量料金																																																																																																																																																																																	
		基本水量	料金	使用水量	料金 (1m ³ につき)																																																																																																																																																																																		
専用給水装置	一般用	8m ³ まで	口径13mm 800円	8m ³ を超え30m ³ まで	111円																																																																																																																																																																																		
			口径20mm 910円	30m ³ を超え50m ³ まで	144円																																																																																																																																																																																		
			口径25mm 940円	50m ³ を超え300m ³ まで	179円																																																																																																																																																																																		
			口径30mm 1,100円	300m ³ を超え3000m ³ まで	198円																																																																																																																																																																																		
			口径40mm 1,440円	3000m ³ を超え6000m ³ まで	175円																																																																																																																																																																																		
			口径50mm 2,720円	6000m ³ を超え10000m ³ まで	165円																																																																																																																																																																																		
			口径75mm 3,350円	10000m ³ を超えるもの	155円																																																																																																																																																																																		
			口径100mm 4,510円																																																																																																																																																																																				
			口径150mm 8,310円																																																																																																																																																																																				
			浴場業用		100m ³ まで	口径20mm 4,900円	100m ³ を超えるもの	58円																																																																																																																																																																															
口径25mm 4,920円																																																																																																																																																																																							
口径30mm 5,020円																																																																																																																																																																																							
口径40mm 5,260円																																																																																																																																																																																							
口径50mm 6,150円																																																																																																																																																																																							
口径75mm 6,570円																																																																																																																																																																																							
口径100mm 7,360円																																																																																																																																																																																							
口径150mm 9,950円																																																																																																																																																																																							
臨時用	—	—	1m ³ につき	227円																																																																																																																																																																																			
私設消火栓	演習用	1栓 10分につき	1,620円																																																																																																																																																																																				
	火災時使用	無料																																																																																																																																																																																					
畑地かんがい給水装置	畑地かんがい用	1アール（1アール未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき21円43銭																																																																																																																																																																																					
口径\料率	基本料金(1か月につき)		超過料金 (1立方メートルにつき)																																																																																																																																																																																				
	水量	料金																																																																																																																																																																																					
13ミリメートル	10立方メートル	1,400円	140円																																																																																																																																																																																				
20ミリメートル																																																																																																																																																																																							
25ミリメートル																																																																																																																																																																																							
30ミリメートル	20立方メートル	2,800円																																																																																																																																																																																					
40ミリメートル	30立方メートル	4,200円																																																																																																																																																																																					
50ミリメートル	40立方メートル	5,600円																																																																																																																																																																																					
75ミリメートル	50立方メートル	7,000円																																																																																																																																																																																					
口径\料率	基本料金(1か月につき)		超過料金 (1立方メートルにつき)																																																																																																																																																																																				
	水量	料金																																																																																																																																																																																					
区分なし	10立方メートル	1,600円	160円																																																																																																																																																																																				
口径\料率	基本料金(1か月につき)		超過料金 (1立方メートルにつき)																																																																																																																																																																																				
	水量	料金																																																																																																																																																																																					
13ミリメートル	10立方メートル	1,300円	130円																																																																																																																																																																																				
20ミリメートル																																																																																																																																																																																							
25ミリメートル																																																																																																																																																																																							
30ミリメートル	20立方メートル	2,600円																																																																																																																																																																																					
40ミリメートル	30立方メートル	3,900円																																																																																																																																																																																					
50ミリメートル	40立方メートル	5,200円																																																																																																																																																																																					
75ミリメートル	50立方メートル	6,500円																																																																																																																																																																																					
口径\料率	基本料金(1か月につき)		超過料金 (1立方メートルにつき)																																																																																																																																																																																				
	水量	料金																																																																																																																																																																																					
区分なし	10立方メートル	1,700円	170円																																																																																																																																																																																				

上下水道部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
14	公共下水道事業（概要）		<p>平成19年3月31日現在</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政区域内人口 : 323,838 人 ・処理区域内人口 : 224,037 人 ・下水道使用戸数 : 105,700 戸 ・普及率 : 69.2 % ・計画区域面積 : 6,171 ha ・整備区域面積 : 5,013 ha ・処理区域面積 : 4,990 ha ・水洗化人口 : 210,089 人 ・水洗化率 : 93.8 % ・使用料単価 : 112.36 円 ・処理原価 : 116.79 円 ・職員数 : 74 人 	<p>平成19年3月31日現在</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政区域内人口 : 22,798 人 ・処理区域内人口 : 4,433 人 ・下水道使用戸数 : 1,009 戸 ・普及率 : 19.4 % ・計画区域面積 : 317 ha ・整備区域面積 : 216.6 ha ・処理区域面積 : 195.7 ha ・水洗化人口 : 3,087 人 ・水洗化率 : 72.3 % ・処理原価 : 366.8 円 ・職員数 : 3 人 	<p>○概要説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業については、前橋市は昭和38年から法適用で経営している事を踏まえ、合併時から地方公営企業法を適用する。 	
15	引当金	退職給与引当金	<p>○平成18年度末残高 29,634,113円</p> <p>○算定方法(予算)</p> <p>財政計画策定時、過去5年間の職員人件費(退職給与金除く。)と退職給与金との割合で算出し、計画上、支払不能となる年度がある場合は、支払可能となるよう算出割合を考慮している。</p> <p>※H18~20の算定割合 : 15.8%</p>	なし	<p>○前橋市の制度により調整する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前橋市のみ退職給与引当金があるので、合併後は前橋市の算定方法で調整する。 	

上下水道部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
16	補助金等	出資金	○出資金（繰入資本金） 2,676,668,489円	○一般会計より繰入金 平成18年度：98,300,000円（公共下水道事業） （建設事業費、維持管理事業費、事業債元金及び 利子返還金、職員人件費、予備費等の不足する額 の繰入金）	○現行のまま新市に引き継ぐ	
		負担金	○負担金（地方公営企業繰出金に基づくもの） ①雨水処理に要する経費 ②分流式下水道等に要する経費（H18～） ③流域下水道の建設に要する経費 ④下水道に排除される下水の規制に関する 事務に要する経費 ⑤水洗便所に係る改造命令等に関する事務 に要する経費 ⑥不明水の処理に要する経費 ⑦緊急下水道整備特定事業に要する経費 ⑧下水道事業債（特例措置分）の償還に要 する経費 ⑨下水道事業債（特別措置分）の償還に要 する経費（H19～） ⑩地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金 に係る公的負担に要する経費 ⑪地方公営企業職員に係る児童手当に要す る経費 ⑫臨時財政特例債等の償還等に要する経費 ・負担金（地方公営企業繰出基準に準じるもの） ①雨水渠建設に係る企業債元金 ②雨水渠建設に係る企業債利息 ③雨水渠建設工事負担金（事業費の5%） ④合流改善事業に係る企業債元金（H23～） ⑤合流改善事業に係る企業債利息 ⑥合流改善工事負担金（事業費の5%）	○負担金 ③流域下水道の建設に要する経費	○前橋市の制度により調整する	
17	財政計画及び 使用料改定 （下水道）		○見直し方法 一定期間（概ね3か年）の財政計画（事業収支計 画）を策定し、下水道使用料の見直しを行って いる。 ○現行使用料改定時の状況 ・算定期間：平成14年度から平成16年度 （3年間） ・算定方法：資金ベース （最終年度末内部留保資金：ゼロ） ・適用時期：平成14年4月より （但し、経過措置あり） ・平均改定率：18.53% ・1㎡当たり平均使用料単価：115円68銭 ※平成13年第4回（12月）定例市議会議決	○見直し方法 一定期間（概ね4か年）の財政計画（事業収支計 画）を策定し、下水道使用料の見直しを行って いる。 ○現行使用料改定時の状況 ・算定期間：平成10年度から平成13年度 （4年間） ・算定方法：資金ベース ・適用時期：平成10年5月より ・平均改定率：10%	○前橋市の制度により調整する	

上下水道部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考																																														
18	下水道使用料体系		<p>下水道使用料（1か月）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途</th> <th colspan="2">基本料金</th> <th colspan="2">従量料金</th> </tr> <tr> <th>基本汚水量</th> <th>料金</th> <th>使用水量</th> <th>料金 (1m³につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">一般用</td> <td rowspan="4">8m³まで</td> <td rowspan="4">640円</td> <td>8m³を超え 30m³まで</td> <td>110円</td> </tr> <tr> <td>30m³を超え 50m³まで</td> <td>115円</td> </tr> <tr> <td>50m³を超え 300m³まで</td> <td>125円</td> </tr> <tr> <td>300m³を超えるもの</td> <td>160円</td> </tr> <tr> <td>浴場業用</td> <td>100m³まで</td> <td>4,070円</td> <td>100m³を超えるもの</td> <td>52円</td> </tr> <tr> <td>臨時用</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1m³につき</td> <td>190円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 下水道使用料=(基本料金+従量料金)×1.05 ※ 円未満切り捨て</p> <p>○汚水排出量の算定等 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。 ただし、使用月の中途に使用を開始し、又は中止若しくは廃止した場合において汚水排出量を確知することができないとき及び2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合においてそれぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、管理者がこれを認定する。</p>	用途	基本料金		従量料金		基本汚水量	料金	使用水量	料金 (1m ³ につき)	一般用	8m ³ まで	640円	8m ³ を超え 30m ³ まで	110円	30m ³ を超え 50m ³ まで	115円	50m ³ を超え 300m ³ まで	125円	300m ³ を超えるもの	160円	浴場業用	100m ³ まで	4,070円	100m ³ を超えるもの	52円	臨時用	—	—	1m ³ につき	190円	<p>下水道使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>排除汚水量</th> <th>使用料（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本料金</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>50 m³まで</td> <td>1 m³につき 70円</td> </tr> <tr> <td>51 m³以上 100 m³まで</td> <td>〃 75円</td> </tr> <tr> <td>101 m³以上 200 m³まで</td> <td>〃 80円</td> </tr> <tr> <td>201 m³以上 500 m³まで</td> <td>〃 85円</td> </tr> <tr> <td>501 m³以上 1000 m³まで</td> <td>〃 90円</td> </tr> <tr> <td>101 m³以上</td> <td>〃 95円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※下水道使用料=(基本料金+従量使用料)×1.05 ※10円未満切り捨て</p> <p>○使用量の算定方法 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。 ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合においてそれぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して村長が認定する。</p>	排除汚水量	使用料（月額）	基本料金	1,200円	50 m ³ まで	1 m ³ につき 70円	51 m ³ 以上 100 m ³ まで	〃 75円	101 m ³ 以上 200 m ³ まで	〃 80円	201 m ³ 以上 500 m ³ まで	〃 85円	501 m ³ 以上 1000 m ³ まで	〃 90円	101 m ³ 以上	〃 95円	<p>○前橋市の制度に統一する 富士見村については、一般家庭の使用者が多い35m³以下については、前橋市の使用料が低廉であるが、それ以上になると富士見村の方が低廉となる。 ・富士見村の35m³を超える使用者は、村・学校・JAほか一部の一般家庭も含まれるが、前橋市の料金体系に統一する。</p>	
用途	基本料金		従量料金																																																	
	基本汚水量	料金	使用水量	料金 (1m ³ につき)																																																
一般用	8m ³ まで	640円	8m ³ を超え 30m ³ まで	110円																																																
			30m ³ を超え 50m ³ まで	115円																																																
			50m ³ を超え 300m ³ まで	125円																																																
			300m ³ を超えるもの	160円																																																
浴場業用	100m ³ まで	4,070円	100m ³ を超えるもの	52円																																																
臨時用	—	—	1m ³ につき	190円																																																
排除汚水量	使用料（月額）																																																			
基本料金	1,200円																																																			
50 m ³ まで	1 m ³ につき 70円																																																			
51 m ³ 以上 100 m ³ まで	〃 75円																																																			
101 m ³ 以上 200 m ³ まで	〃 80円																																																			
201 m ³ 以上 500 m ³ まで	〃 85円																																																			
501 m ³ 以上 1000 m ³ まで	〃 90円																																																			
101 m ³ 以上	〃 95円																																																			

上下水道部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
			<p>○特別な場合における使用料の算定 使用月の中途において公共下水道又は水洗便所の使用を開始し、又は中止若しくは廃止した場合の使用料は、次に定めるところにより算定した額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>①使用日数が15日以下のときは、基本料金の2分の1の額とする。ただし、基本汚水量の2分の1を超過する部分については従量料金（第16条に定める従量料金の汚水量をそれぞれの2分の1として算定した額）を加算した額とする。</p> <p>②使用日数が15日を超えたときは、1か月分の基本料金及び従量料金を合算した額とする。</p> <p>③使用月の中途においてその用途に変更があった場合は、その使用日数の多い料率を適用する。</p> <p>○届出を行わないときの使用料 使用開始の届出を行わずに公共下水道の使用を開始したときは、次に定めるところにより使用料を徴収する。</p> <p>①新たに排水設備を設置した場合は、排水設備の設置のときを使用開始のときとみなす。</p> <p>②排水設備が既設の場合は、前使用者に引き続いて使用したものとみなす。</p> <p>③中止又は廃止の届出がないときは、公共下水道を使用していない場合にあっても使用料を徴収する。</p>	<p>○特別な場合における使用料の算定 使用者が使用月の中途において公共下水道の使用を開始し、中止し、若しくは廃止し、又は現に中止しているその使用を再開したときも、当該使用月の使用料は、1使用月として算定する。（条例第16条の3）</p> <p>○届出を行わないときの使用料 使用開始の届出を行わずに公共下水道の使用を開始したときは、次に定めるところにより使用料を徴収する。</p> <p>①新たに排水設備を設置した場合は、排水設備の設置のときを使用開始のときとみなす。</p> <p>②排水設備が既設の場合は、前使用者に引き続いて使用したものとみなす。</p> <p>③中止又は廃止の届出がないときは、公共下水道を使用していない場合にあっても使用料を徴収する。（条例、規則等はない。）</p>	<p>同上</p>	

上下水道部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
			<p>○井戸使用の汚水排出量の認定 井戸を使用する場合の汚水排出量の認定は、次に定めるところによる。</p> <p>①動力式揚水設備がなく、かつ、家事のみに使用される井戸については、1世帯5人までは1か月8㎡、5人を超える場合はその1人を増すごとに2㎡を加えた量をもって汚水の排出量とみなす。</p> <p>②前号の井戸が水道と併用されている場合の井戸に係る汚水の排出量は、1人1か月1㎡とみなす。</p> <p>③動力式揚水設備がなく、かつ、家事以外に使用される井戸については、使用者の世帯人口、業態、水の使用状況その他の事実を考慮して、汚水の排出量を認定する。</p> <p>④動力式揚水設備のある井戸については、揚水設備の性能、電力消費量、使用者の世帯人口、業態、水の使用状況その他の事実を考慮して汚水の排出量を認定する。</p> <p>⑤使用者が前各号のいずれにも該当しない場合の汚水の排出量は、これらの規定を勘案して認定する。</p> <p>○雨水使用の汚水排出量の認定 井戸使用の場合と同様な認定方法としている。</p>	<p>○井戸使用等の汚水排出量の認定 条例第16条第2項第2号の規定による水道水以外の水を使用した場合の使用期ごとの汚水の排除量の認定は、次の各号によるものとする。</p> <p>①井戸水、わき水等を使用した場合の排除汚水量は、水道水量を算定するメーター器と同等の者を設置しその量をもって排水量とみなす。</p> <p>②土木建築等に関する工事用の汚水については、その現場の水の使用状況を考慮して排水量を村長が認定する。</p> <p>2 使用者が、前項各号のいずれかにも該当しない場合の汚水の排出量は、前項各号の規定を勘案して村長が認定する。</p> <p>3 前第1項及び第2項の汚水排水量の認定の基準となる事実に変動が生じたときは、汚水排除量認定基準異動届（様式台13号）を村長に提出しなければならない。 (施行規則第19条)</p> <p>○雨水使用の汚水排出量の認定はなし</p>		

上下水道部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
19	水道局指定給水装置工事事業者の指定及び処分		<p>市内で給水装置工事を施工する業者の指定制度について、新規指定及び指定業者の処分等をおこなっている。本制度は、水道法に基づくものであるため、基本的には全国統一で運用されているが、一部市条例で規定している部分がある。</p> <p>○前橋市水道事業給水条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定手数料：1件 10,000円 ・指定証再交付手数料：1件 2,500円 <p>○前橋市水道事業給水条例施行規程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定証 <ul style="list-style-type: none"> 交付（指定時）、 返納（廃止・指定取消） 提出（休止、指定停止） 再交付（汚損・紛失） ・指定の停止（6月を超えない期間） ・指定の取消、停止を審査する審査委員会の設置組織及び運営については要綱で規定、また処分基準も制定 <p>技術者の資格については、給水装置工事主任技術者を指定の要件としている。国家資格で、国の指定機関である(財)給水工事技術振興財団が試験を実施している。</p>	<p>村内で給水装置工事を施工する業者の指定制度について、新規指定及び指定業者の処分等をおこなっている。本制度は、水道法に基づくものであるため、基本的には全国統一で運用されているが、一部村条例で規定している部分がある。</p> <p>○富士見村水道事業給水条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定手数料：1件 10,000円 ・指定証再交付手数料：1件 2,500円 <p>○富士見村水道事業給水条例施行規程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定証 <ul style="list-style-type: none"> 交付（指定時） 返納（廃止・指定取消） 提出（休止、指定停止） 再交付（汚損・紛失） ・指定の停止（6月を超えない期間） ・指定の取消、停止を審査する審査委員会の設置組織及び運営については要綱で規定 <p>技術者の資格については、指定の要件である給水装置工事主任技術者は、国家資格で国の指定機関である(財)給水工事技術振興財団が試験を実施している。</p>	<p>○前橋市の制度により調整する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道法に根拠を置くものであることから、指定要件について差異はない。 ・指定手数料、再交付手数料も同額。 ・現指定事業者は、そのまま新市に引き継ぐ。 	

上下水道部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
20	水道局下水道排水設備指定工事店の指定及び処分		<p>市内で排水設備工事を施工する業者の指定制度について、新規指定（更新なし）及び指定業者の処分等をおこなっている。本制度は、水道法に準じてはいるが、全国統一の法令はないため、市の条例に基づいて運用している。</p> <p>○前橋市公共下水道条例・同施行規程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定の要件 雇用関係にある責任技術者が1名以上専属、必要な機械器具（排水、土工、保安、配管）の保有、欠格事項（前橋市水道局の指定を取り消され2年経過しない者、不正行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者等）の非該当 ・指定工事店の責務及び遵守事項 工事の全部または大部分の第三者への一括委託または請負の禁止、指定店としての名義貸しの禁止、無届工事の着手禁止等 ・手数料 指定手数料：1件 10,000円 指定証再交付手数料：1件 2,500円 ・指定証 交付（指定時） 返納（廃止・指定取消） 提出（休止、指定停止） 再交付（汚損・紛失） ・指定の取消または停止（6月を越えない期間） 不正手段による指定、責任技術者の職務違反、指定店の責務・遵守事項違反、完成届の未提出（完成から14日以内）等 <p>○下水道排水設備指定工事店審査委員会要綱</p> <p>指定の取消、停止を審査する審査委員会の設置（処分基準制定済み）、組織及び運営について規定</p> <p>技術者の資格については、指定の要件である下水道排水設備工事責任技術者は、日本下水道協会群馬県支部が県下統一で試験を実施している。</p>	<p>村内で排水設備工事を施工する業者の指定制度について、新規指定（更新なし）及び指定業者の処分等をおこなっている。本制度は、下水道法に準じてはいるが、全国統一の法令はないため、富士見村の条例に基づいて運用している。</p> <p>○富士見村公共下水道条例・同施行規程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定の要件 雇用関係にある責任技術者が1名以上専属、必要な機械器具（排水、土工、保安、配管・鉛工用）の保有、欠格事項（富士見村下水道排水設備の指定を取り消され2年経過しない者、不正行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者等）の非該当 ・指定工事店の責務及び遵守事項 工事の全部または大部分の第三者への一括委託または請負の禁止、指定店としての名義貸しの禁止、無届工事の着手禁止等 ・手数料 指定手数料：1件 10,000円 指定証再交付手数料：1件 2,500円 ・指定証 交付（指定時） 返納（廃止・指定取消） 提出（休止、指定停止） 再交付（汚損・紛失） ・指定の取消または停止（6月を越えない期間） 不正手段による指定、責任技術者の職務違反、指定店の責務・遵守事項違反、完成届の未提出（完成から5日以内）等 <p>○下水道排水設備指定工事店審査委員会要綱</p> <p>指定の取消、停止を審査する審査委員会の設置、組織及び運営について規定</p> <p>技術者の資格については、指定の要件である下水道排水設備工事責任技術者は、日本下水道協会群馬県支部が県下統一で試験を実施している。</p>	<p>○前橋市の制度により調整する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道協会で定めた準則に基づき作成された条例を根拠としており、ほとんど差異はない。指定手数料、指定証再交付手数料も同額であり、前橋市の制度に統一する。 ・現指定事業者は、そのまま新市に引き継ぐ。 	

上下水道部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
21	固定資産の種類と償却		<p>前橋市水道局会計規程</p> <p>○固定資産の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有形固定資産 土地、建物、立木、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工器具備品（耐用年数1年未満又は取得価格10万円未満のものを除く。）又は建設仮勘定 ・無形固定資産 水利権、借地権、特許権、施設利用権その他これに準ずる権利で有償で取得したもの ・投資 投資有価証券、出資金、長期貸付金その他これに準ずるもの <p>○減価償却</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産のうち土地、立木、建設仮勘定及び投資を除く資産は、毎年度減価償却を行っている。ただし、補助、負担金又は受贈等により、取得した資産については、みなし償却を行っている。 	<p>富士見村水道事業会計規程</p> <p>○固定資産の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有形固定資産 土地、立木、建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工器具備品（耐用年数1年未満又は取得価格10万円未満のものを除く。）又は建設仮勘定 ・無形固定資産 水利権、借地権、特許権、施設利用権その他これに準ずる権利で有償で取得したもの。 ・投資 投資有価証券、出資金、長期貸付金その他これに準ずるもの。 <p>○減価償却</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産のうち土地、立木、建設仮勘定及び投資を除く資産は、毎年度減価償却を行っている。受贈等により、取得した資産については、みなし償却を行っている。 	<p>○前橋市の制度により調整する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産の種類、減価償却の方法については、富士見村と差異が少ないので、前橋市の制度に統一する。 	
22	水道事業計画		<p>○前橋市水道事業第6次拡張事業計画(合併届出) 平成5年度～平成24年度(目標年次25年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給水区域：前橋市行政区域内（鼻毛石町、柏倉町、市之関町、三夜沢町、苗ヶ島町、粕川町中之沢の各一部を除く。）及び吉岡町の一部とする ・給水人口：351,700人 ・1日最大給水量：257,610m³/日 ・1人1日最大給水量：732リットル/人/日 ・水源の種類 地下水（井戸、84本） 表流水（県央第一水道） 〃（県央第二水道） ・県央水道受水地点 県央第一 青梨子受水場 〃 清里前原受水場 県央第二 嶺受水場 〃 萩窪受水場 〃 富田受水場 〃 小坂子受水場 〃 堀越受水場 〃 鼻毛石受水場 〃 柏倉受水場 〃 室沢受水場 ・目標貯留時間 12時間 	<p>○富士見村水道事業第6次拡張事業計画 平成17年度～平成23年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給水区域 次の区域を除く全域（箕輪・大洞行政区域） ・給水人口：28,500人 ・1日最大給水量：18,000m³/日 ・1人1日最大給水量：632リットル/人/日 ・水源の種類 地下水（井戸、13本） 表流水（県央第二水道） ・県央水道受水地点 県央第二 赤城山受水場 〃 田島浄水場 〃 山口受水場（未築造） ・目標貯留時間 12時間 	<p>○前橋市の制度により調整する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富士見村は事業計画の廃止を届出し、前橋市が統合した事業計画を届出する。 	

上下水道部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
23	石綿管整備事業		<p>耐用年数により、破損率が高く破損漏水の多い石綿管を、耐震、耐久性に優れたダクタイル鋳鉄管に布設替えを行う。 (平成10年度から平成13年度まで国庫補助の採択を受ける) ・整備事業計画期間 平成元年度～平成16年度 ※17年度以降は主に区画整理地区内等に残っている石綿管を他事業で改良している。 ・整備計画延長 約302.0km ・整備済み延長 約294.9km (他事業での改良) 約121.9km ・石綿管残延長 約7.1km ・布設替え管種 φ75mm～φ250mm ダクタイル鋳鉄管 T型3種 φ300mm以上 ダクタイル鋳鉄管 K型3種 ※基幹管路には、耐震管を採用している 大胡地区及び粕川地区の石綿管整備状況 ・整備計画延長 約19.0km ・整備済み延長 約5.9km (他事業での改良) 約0km ・石綿管残延長 約13.1km</p>	<p>耐用年数により、破損率が高く破損漏水の多い石綿管を、耐震、耐久性に優れたダクタイル鋳鉄管・耐衝撃性塩化ビニル管に布設替えを行う。 (平成10年度から平成20年度まで国庫補助の採択を受ける) ・整備事業計画期間 平成10年度～平成20年度 ・整備計画延長 約11.6km ・整備済み延長 約10.1km ・石綿管残延長 約1.5km ※平成19年度末の石綿管残延長見込み0.7km</p>	<p>○現行のまま新市に引き継ぐ ・合併後も引き続き、早期完成を目指す。</p>	
24	配水管布設替工事		<p>①経年ビニル管により漏水が多発し、頻繁に断水を余儀なくされている事から、漏水の解消と安定給水を図る。 (旧前橋市) ・整備事業計画期間 平成12年度～平成17年度 ・整備計画延長 約25.0km ・平成17年度で整備済み ※引き続き旧町村地区より引き継いだ経年ビニル管および漏水多発路線を重点に整備を行っている。 ・布設替えの管種 φ75mm～φ250mm ダクタイル鋳鉄管 T型3種 φ300mm以上 ダクタイル鋳鉄管 K型3種 ※基幹管路には、耐震管を採用している ②出水不良区域の水量、水圧不足を解消し安定給水を図る。</p>	<p>①計画指定区域なし 漏水の多い所から布設替えを行う。 ②なし</p>	<p>○現行のまま新市に引き継ぐ ・漏水多発地域の布設替えを優先的に行う。</p>	

上下水道部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
25	設計・施工に関連する事項		<p>基本適用</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道管整備工事基準並びに取扱い要綱 (前橋市水道局) 水道施設設計指針・解説 (日本水道協会) 水道維持管理指針 (日本水道協会) 積算及び標準歩掛 (群馬県県土整備局) 水道事業実務必携 (全国簡易水道協議会) 水道工事標準仕様書 (前橋市水道局編集) (H18年度作成、関連業者有料配布、700円/冊) <p>利用システム</p> <ul style="list-style-type: none"> 積算システム (群馬県技術管理課) 積算システム (前橋市水道局) 	<p>基本適用</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道施設設計指針・解説 (日本水道協会) 水道維持管理指針 (日本水道協会) 積算及び標準歩掛 (群馬県県土整備局) 水道事業実務必携 (全国簡易水道協議会) <p>利用システム</p> <ul style="list-style-type: none"> 積算システム (富士見村水道課) 	<p>○前橋市の制度により調整する</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道管整備工事基準並びに取り扱い要綱に基づき、前橋市に統一する。 	
26	道路等の新設・改築工事関連に伴う費用の負担区分等 (前橋市・富士見村関連工事)	道路管理者関連	<p>(協定書等の有・無)</p> <p>前橋市道路事業施行者と「水道施設の移設等に関する協定」が締結されている。</p> <p>(費用負担)</p> <p>移設工事費は、各1/2の負担とするが、水道局の配水管整備を図るため、管径変更(口径増大)を伴う場合の費用増加分は、水道局負担。</p>	<p>(協定書等の有・無)</p> <p>道路事業施行者と「水道施設の移設等に関する協定」は、なし。依頼書によりその都度締結。</p> <p>(費用負担)</p> <p>移設工事費は道路管理者負担。</p> <p>配水管の整備を図るため、管径変更(口径増大)を伴う場合の費用増加分は水道事業者負担。</p>	<p>○前橋市の制度により調整する</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路管理者関連は、工事量の多い前橋市に統一する。 	
		農村整備関連	<p>(協定書等の有・無)</p> <p>前橋市農村整備事業者と「水道施設の移設等に関する協定」が締結されている。</p> <p>(費用負担)</p> <p>移設工事費は、依頼者の負担とするが、水道局の配水管整備を図るため、管径変更(口径増大)に伴う費用増加分は、水道局負担。</p>	<p>(協定書等の有・無)</p> <p>農村整備事業者と「水道施設の移設等に関する協定」は、なし。依頼書によりその都度締結。</p> <p>(費用負担)</p> <p>移設工事費は、依頼者の負担。</p> <p>配水管の整備を図るため、管径変更(口径増大)を伴う費用増加分は水道事業者負担。</p>	<p>○前橋市の制度により調整する</p>	
		街路事業関連	<p>(協定書等の有・無)</p> <p>前橋市道路事業施行者と「水道施設の移設等に関する協定」が締結されている。</p> <p>(費用負担)</p> <p>移設工事費は、各1/2の負担とするが、水道局の配水管整備を図るため、管径変更(口径増大)を伴う場合の費用増加分は、水道局負担。</p>	<p>(協定書等の有・無)</p> <p>富士見村道路事業施行者と「水道施設の移設等に関する協定」は、なし。依頼書によりその都度締結。</p> <p>(費用負担)</p> <p>移設工事費は道路事業施行者負担とする。</p> <p>配水管の整備を図るため、管径変更(口径増大)を伴う場合の費用増加分は水道事業者負担。</p>	<p>○前橋市の制度により調整する</p> <ul style="list-style-type: none"> 街路事業関連では、工事量の多い前橋市に統一する。 	

上下水道部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		区画整理事業 関連	(協定書等の有・無) 土地区画整理法第二条2項に基づき、「前橋都市 計画事業に伴う水道工事に関する協定」が締結さ れている。 (費用負担) 新設工事費は依頼者の負担。移設工事費は、依頼 者の負担とするが、移設が困難なため新設する場 合は、水道局が材料費の70%を負担し、その他 は依頼者の負担。	(協定書等の有・無) 依頼書によりその都度締結。 (費用負担) 新設工事費は、依頼者の負担。 移設工事費は、依頼者の負担。	○前橋市の制度により調整する	
		下水道事業関 連	(協定書の有・無) 下水道建設課と「水道施設の移設等に関する協定 書」が締結されている。 (費用負担) 協定書に基づく費用負担。 水道局の配水管整備を図るため、管径変更(口径 増大)を伴う場合の費用増加分は、水道局負担。	(協定書等の有・無) 依頼書によりその都度締結。 (費用負担) 昭和37年2月1日道路発第3号・建設省道路 局路政課長回答(下水道管の布設により必要を生 じた水道管の移設に要する費用は、原因者である 下水道事業者が負担すべきである。)に基づき、 機能補償として下水道事業者が、全額負担。 水道事業管理者が配水管整備を図るため、管径 変更(口径増大)を伴う場合の費用増加分は水道 事業者負担。	○前橋市の制度により調整する	
		その他	(協定書等の有・無) 依頼書によりその都度締結。 (費用負担) 依頼による新設工事費、移設工事費は原則的に 依頼者の全額負担。	(協定書等の有・無) 依頼書によりその都度締結。 (費用負担) 公共補償基準に基づく減耗分控除の算出方法に よる。	○前橋市の制度により調整する	
27	道路等の新 設・改築工事 関連に伴う費 用の負担区分 等 (国、県道管 理者関連)		(協定書等の有・無) 依頼書によりその都度締結。 (費用負担) 公共補償基準に基づく減耗分控除の算出方法に よる。	(協定書等の有・無) 依頼書によりその都度締結。 (費用負担) 公共補償基準に基づく減耗分控除の算出方法に よる。	○前橋市の制度により調整する	

上下水道部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
28	構造物の新設・移設工事関連に伴う費用の負担区分等 【県（道路管理者関連工事を除く）関連】		(協定書等の有・無) 依頼によりその都度締結。 (費用負担) 新設工事費は、依頼書に基づき依頼者の全額負担。 移設工事費は、依頼書に基づき機能補償として依頼者の全額負担を原則とするが、協議により公共補償基準に基づき、減耗分を控除した額を依頼者が負担する場合もある。	(協定書等の有・無) 依頼書によりその都度締結。 (費用負担) 新設工事費は、依頼書に基づき依頼者の全額負担。 移設工事費は、依頼書に基づき機能補償として依頼者の全額負担を原則とするが、協議により公共補償基準に基づき、減耗分を控除した額を依頼者が負担する場合もある。	○前橋市の制度により調整する	
29	構造物の新設・移設工事関連に伴う費用の負担区分等 (東電、NTT、ガス等)		(協定書の有・無) 依頼書によりその都度締結。 (費用負担) 新設工事費、移設工事費とも全額依頼者の負担。	(協定書等の有・無) 依頼書によりその都度締結。 (費用負担) 新設工事費、移設工事費とも全額依頼者の負担。	○前橋市の制度により調整する	
30	新設要望工事への助成制度		前橋市水道管整備工事基準並びに取扱い要綱及び解説による。 (採択基準) (1) 布設箇所は公道内とする (2) 口径の決定は局が行い、原則として75mm以上 (3) 管種の決定は局が行う (4) 布設延長は40m以上を対象とする (5) 申込者が複数名以上であること (6) 開発行為及びアパート建設等、営利に類する行為は対象としない (7) 申込者が負担した施設は工事完了後、停滞なく寄付申込書により寄付の申込を受ける (費用負担) (1) 費用負担は、工事費の80%を局、20%を申込者の負担とする	富士見村水道管整備基準（平成12年4月1日）による。 (採択基準) (1) 布設箇所は公道内とする (2) 布設する口径は50mm以上 (4) 布設延長は20mを超えるものを対象とする (費用負担) (1) 工事費から布設延長20m分の工事費を除いた額の2分の1の額 (2) 村で負担できる限度額は、100万円	○前橋市の制度により調整する ・新設要望工事の場合、一定の条件のもと工事費の8割を負担している。富士見村では5割負担等であるが、住民に有利な前橋市の制度に統一する。	

上下水道部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
31	主要な配管材料		<p>(直管) $\phi 50\text{mm}$ … 水道用硬質塩化ビニル管(RRVPが主) 硬質塩化ビニルライニング鋼管 (SGP-VD) $\phi 75\text{mm} \sim \phi 250\text{mm}$ … DIPT型(3種が主) $\phi 300\text{mm}$以上DIPK型 … (3種が主) ※基幹管路には、耐震管を採用している</p> <p>(曲管類) $7.5\text{kg}/\text{m}^2(0.75\text{N})$が主</p> <p>河川横断(水管橋、橋梁添架等) … SUS304または316を使用</p> <p>(弁栓類) $\phi 50\text{mm}$ … ボール式鋼管止水栓を使用 $\phi 75\text{mm} \sim \phi 300\text{mm}$ … ソフトシール仕切弁 $7.5\text{kg}/\text{m}^2(0.75\text{N})$が主 $\phi 300\text{mm}$以上 … バタフライ仕切弁 $7.5\text{kg}/\text{m}^2(0.75\text{N})$が主</p> <p>不断水分岐 … 不断水割T字管バルブ付を使用 消火栓 … 地下式単口消火栓($\phi 75 \times 65$)を使用</p> <p>弁室類 … レジンCo製+FCD鉄蓋(前橋市仕様) その他 … J I S・J W W A規格・J W W A 準規格品を使用</p> <p>バルブの仕様(開閉方向) 右開</p>	<p>(直管) $\phi 50\text{mm}$まで … 軟質ポリエチレン管(2層管) $\phi 75\text{mm} \sim \phi 150\text{mm}$ … 硬質塩化ビニル管 (RRVP) $\phi 75\text{mm}$以上 … DIPK型(3種)</p> <p>河川横断(水管橋・橋梁添架等) … SUSを使用</p> <p>(弁栓類) $\phi 50\text{mm}$まで … ボール式止水栓を使用 $\phi 75\text{mm}$以上 … ソフトシール仕切弁 ($7.5\text{kg}/\text{m}^2$)</p> <p>不断水分岐 … 割T字管バルブ付 消火栓 … 地下式単口、空気弁付消火栓 ($\phi 75 \times 65$)</p> <p>弁室類 … レジンCo製(富士見仕様) その他 … J I S・J W W A規格を使用</p> <p>バルブの仕様(開閉方向) 右開</p>	<p>○現行のまま新市に引き継ぐ ・前橋市、富士見村で異なる配管材料が使用されているため、統一できるものから前橋市に揃える。</p>	

上下水道部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考																																																
32	開発指導		<p>水道施設整備開発指導</p> <p>○基 準 前橋市宅地開発指導要綱 前橋市宅地開発指導要綱運用基準</p> <p>○適 用 開発行為 (1,000㎡以上) ミニ開発 (1,000㎡未満) で公道施工</p> <p>○基本内容 水道事業管理者の定める仕様(工法、材料等) (前橋市水道工事標準仕様書を適用) 事業費は開発事業者負担 水道事業管理者の計画内容に適合 (配水管の配置 → 管網形成) (口径 →100mmを主とし、最小75mm) (管種 →<i>ガク</i>グアイル铸铁管を基本)</p> <p>○施工資格 給水管 前橋市指定工事店 配水管 前橋市水道工事入札参加資格者</p> <p>○指導手法 事業内容の事前協議 " の審査 段階的立合い(材料、接続、水圧、通水) 完了検査立合い 竣工図審査 竣工図管理</p>	<p>水道施設整備開発指導</p> <p>○基 準 富士見村土地開発事業指導要綱 富士見村土地開発事業指導要綱細目基準</p> <p>○適 用 開発行為 (1,000㎡以上) *1,000㎡未満であっても必要とする事業 ①住宅用の分譲で3区画以上。 ②共同住宅では6世帯(戸)以上。</p> <p>○基本内容 水道事業管理者の定める仕様 (工法、材料等) (富士見村水道工事標準仕様書を適用) 事業費は開発事業者負担</p> <p>○施工資格 給水管 富士見村指定給水装置工事事業者 配水管 富士見村指定給水装置工事事業者</p> <p>○指導手法 事業内容の事前協議 " の審査 段階的立合い(材料、接続、水圧、通水) 完了検査立合い 竣工図審査 竣工図管理</p>	<p>○前橋市の制度により調整する ・前橋市、富士見村の制度に差異がないので、合併時に前橋市の制度に統一する。</p>																																																	
33	簡易水道等	計画給水人口等	<p>○湯之沢小水道 計画給水人口 50人 給水人口 10人 水道料金 「N○13水道料金体系に同じ」</p> <p>○三夜沢簡易水道(地元に管理委託) 計画給水人口 140人 給水人口 53人 水道料金 無料</p>	<p>○赤城山大洞簡易水道</p> <table border="0"> <tr><td>・計画給水人口</td><td>:</td><td>300</td><td>人</td></tr> <tr><td>・行政区域内人口</td><td>:</td><td>59</td><td>人</td></tr> <tr><td>・" 給水人口</td><td>:</td><td>47</td><td>人</td></tr> <tr><td>・給水件数</td><td>:</td><td>62</td><td>件</td></tr> <tr><td>・普及率</td><td>:</td><td>100.00</td><td>%</td></tr> <tr><td>・施設能力</td><td>:</td><td>498</td><td>m³</td></tr> <tr><td>・年間配水量</td><td>:</td><td>32,726</td><td>m³</td></tr> <tr><td>・1日最大給水量</td><td>:</td><td>251</td><td>m³</td></tr> <tr><td>・1日平均給水量</td><td>:</td><td>90</td><td>m³</td></tr> <tr><td>・有収率</td><td>:</td><td>77.6</td><td>%</td></tr> <tr><td>・供給単価</td><td>:</td><td>155.85</td><td>円</td></tr> <tr><td>・給水原価</td><td>:</td><td>147.25</td><td>円</td></tr> </table>	・計画給水人口	:	300	人	・行政区域内人口	:	59	人	・" 給水人口	:	47	人	・給水件数	:	62	件	・普及率	:	100.00	%	・施設能力	:	498	m ³	・年間配水量	:	32,726	m ³	・1日最大給水量	:	251	m ³	・1日平均給水量	:	90	m ³	・有収率	:	77.6	%	・供給単価	:	155.85	円	・給水原価	:	147.25	円	<p>○現行のまま新市に引き継ぐ ・簡易水道は、そのまま継続する。</p>	※料金表はN○13
・計画給水人口	:	300	人																																																			
・行政区域内人口	:	59	人																																																			
・" 給水人口	:	47	人																																																			
・給水件数	:	62	件																																																			
・普及率	:	100.00	%																																																			
・施設能力	:	498	m ³																																																			
・年間配水量	:	32,726	m ³																																																			
・1日最大給水量	:	251	m ³																																																			
・1日平均給水量	:	90	m ³																																																			
・有収率	:	77.6	%																																																			
・供給単価	:	155.85	円																																																			
・給水原価	:	147.25	円																																																			
		調定、収納等	<p>湯之沢小水道</p> <p>○直営 ・検針業務 ・調定業務 ・収納業務 ・滞納整理業務 ・メーター交換等</p>	<p>赤城山大洞簡易水道</p> <p>○直営 ・調定業務 ・収納業務 ・滞納整理業務 ・メーター交換等</p> <p>○委託 ・検針業務</p>	<p>○現行のまま新市に引き継ぐ ・簡易水道は、そのまま継続する。</p>																																																	

上下水道部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考																																				
34	施設管理		<p>水道施設管理システム（平成10年度～） （コンピュータマッピング・ファイリング）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム管理区域 14,734ha (旧前橋市全域) ・マッピング図面数(1/500, A0判) 1,373枚 ・ファイリング図面数(竣工図) 約1万2千枚 〃 (給水台帳) 約25万1千枚 ・応用機能 設計下図作成(A1, A2判) 断水区域抽出 設備集計 条件検索 主題図作成 小縮尺図作成(1/2500) 管網解析 設計支援 <p>※旧町村地区は別途管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設管理図 1/500 (コンピュータマッピング) 1/3000 (配管図) 1/3000 (水系図) 1/10000 (配管図) 1/25000 (施設概要図) 	<p>水道施設管理システム（平成9年度～） （コンピュータマッピング・ファイリング）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム管理区域（全域） 7,042ha ・マッピング図面数(1/1000, A1版) 116枚 ・ファイリング図面数(竣工図) 〃 (給水台帳) <p>※マッピングシステムを基に施設管理図を整備予定。</p>	<p>○前橋市の制度により調整する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来的には前橋市に統一する方向で検討する。 																																					
35	加入金・工事手数料	加入金	<p>○「給水装置工事申込み細書」申し込みに伴い、工種別に加入金及び工事手数料の金額を確認し決定をする。</p> <p>○「給水装置工事申込み細書」決裁に伴い、納金通知及び徴収の確認をする。</p> <p>○「給水装置工事申込み細書」決裁に伴い、納付書作成と発行をする。</p> <p>〔水道加入金〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>加入金(消費税抜き金額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>36,000円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>100,000円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>162,000円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>247,000円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>500,000円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>760,000円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>1,903,000円</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>3,280,000円</td></tr> <tr><td>150mm以上</td><td>管理者が別に定める</td></tr> </tbody> </table> <p>改造＝口径増大及び口径縮小工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新口径に対する加入金の差額となります。 	口径	加入金(消費税抜き金額)	13mm	36,000円	20mm	100,000円	25mm	162,000円	30mm	247,000円	40mm	500,000円	50mm	760,000円	75mm	1,903,000円	100mm	3,280,000円	150mm以上	管理者が別に定める	<p>○「給水装置工事申込み細書」申し込みに伴い、工種別に加入金及び工事手数料の金額を確認し決定をする</p> <p>○「給水装置工事申込み細書」決裁に伴い、納金通知及び徴収の確認をする。</p> <p>○「給水装置工事申込み細書」決裁に伴い、納付書作成発行をする。</p> <p>『水道加入金』</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>加入金(消費税抜き金額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>80,000円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>140,000円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>190,000円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>320,000円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>650,000円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>900,000円</td></tr> <tr><td>75mm以上</td><td>管理者が定める額</td></tr> </tbody> </table>	口径	加入金(消費税抜き金額)	13mm	80,000円	20mm	140,000円	25mm	190,000円	30mm	320,000円	40mm	650,000円	50mm	900,000円	75mm以上	管理者が定める額	<p>○前橋市の制度により統一する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前橋市の加入金が低廉であるので、前橋市の制度に統一し、口径20mm以下の工事手数料は前橋市より富士見村が低廉であるが、加入金と合わせて考えると住民の負担増にはならないので、前橋市に統一する。 	
口径	加入金(消費税抜き金額)																																									
13mm	36,000円																																									
20mm	100,000円																																									
25mm	162,000円																																									
30mm	247,000円																																									
40mm	500,000円																																									
50mm	760,000円																																									
75mm	1,903,000円																																									
100mm	3,280,000円																																									
150mm以上	管理者が別に定める																																									
口径	加入金(消費税抜き金額)																																									
13mm	80,000円																																									
20mm	140,000円																																									
25mm	190,000円																																									
30mm	320,000円																																									
40mm	650,000円																																									
50mm	900,000円																																									
75mm以上	管理者が定める額																																									

上下水道部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		工事手数料 (1件当たり)	<p>○メーターを取り付ける場合</p> <p>メーター口径 25mm以下 15,000円 30mm～75mm 30,000円 100mm以上 60,000円</p> <p>○メーターを取り付けない場合 改造工事及び取り出し工事</p> <p>口径25mm以下 10,000円 口径30mm以上 20,000円 上記以外のその他工事 5,000円</p>	<p>○メーターを取り付ける場合</p> <p>メーター口径 20mm以下 10,000円 25mm～40mm 20,000円 50mm以上 30,000円</p> <p>○メーターを取り付けない場合 改造工事及び取り出し工事</p> <p>口径25mm以下 10,000円 口径30mm以上 15,000円 単独撤去工事及び軽易な工事 5,000円</p>		
36	給水装置工事 関係業務	受付	<p>○「給水装置工事申込細書」申し込みに伴う、受付をする。</p> <p>・新設工事、改造工事、撤去工事の工種別に区分して端末機へ入力する。</p>	<p>○「給水装置工事申込細書」申し込みに伴う、受付をする。</p> <p>・新設工事、改造工事、撤去工事の工種別に区分して端末機へ入力する。</p>	<p>○前橋市の制度により調整する。</p> <p>・合併時に前橋市の様式、対応、処理方法に統一する。</p>	
		審査	<p>○「給水装置工事申込細書」審査</p> <p>・工事内容、使用材料、損失水頭計算、同意書誓約書等必要の有無。</p> <p>・受水槽水量計算等を総合的に審査する。</p> <p>○「給水装置工事申込細書」決裁後の業務</p> <p>・工事事業者へ、市納金の納入通知をする。</p> <p>・市納金納入後、工事予定表の作成をする。</p> <p>・工事施工日、監督員（職員）の立ち会い及び監督をする。</p> <p>[監督員の主な業務]</p> <p>(1) 配水管からの取り出し及び接続の確認 (2) 使用材のチェック及びメーター器取付け (3) 通水作業及び水圧、残留塩素測定 (4) オフセットの測量</p> <p>○工事事業者が竣工図及び検査願を提出する。</p> <p>・竣工図の提出により検査を実施する。</p> <p>○検査後、関係書類一式の決裁をする。</p>	<p>○「給水装置工事申込細書」審査</p> <p>・工事内容、使用材料、損失水頭計算、同意書誓約書等必要の有無。</p> <p>・受水槽水量計算等を総合的に審査する。</p> <p>○「給水装置工事申込細書」決裁後の業務</p> <p>・工事事業者へ納入通知をする。</p> <p>・納入後、工事予定表の作成をする。</p> <p>・工事施工日、監督員（職員）の立ち会い及び監督をする。</p> <p>[監督員の主な業務]</p> <p>(1) 配水管からの取り出し及び接続の確認 (2) 使用材のチェック及びメーター器取付け (3) 通水作業及び水圧、残留塩素測定 (4) オフセットの測量</p> <p>○工事事業者が竣工図及び検査願を提出する。</p> <p>・竣工図の提出により検査を実施する。</p> <p>○検査後、関係書類一式の決裁をする。</p>	<p>○前橋市の制度により調整する。</p> <p>・合併時に前橋市の様式、対応、処理方法に統一する。</p>	

上下水道部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		書類の保管等	<ul style="list-style-type: none"> ○工事事業者が竣工図及び検査願の提出をする。 ・竣工図の提出により検査を実施をする。 ○検査後、関係書類一式の決裁をする。 ○申請書及び竣工図面、添付書類の整理をする。 ○給水装置工事申込明細書の磁気ディスクファイルへの入力をする。 ○水道番号順に、ファイルへの保管作業をする。 ○年度別、工事申込み件数（工種別）、工事実施件数、検査実施件数等の統計作業及び業務報告書の作成をする。 ○新設工事に伴う「水道使用開始申込書」を、整理して業務委託法人（ジ-シー-自治体サービス）へ送付をする。 <p>(注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファイリングからの配管図、給水装置台帳の複写は有料化。 ・個人の情報に関する物については承諾書を必要とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○工事事業者が竣工図及び検査願の提出をする。 ・竣工図の提出により検査を実施をする。 ○検査後、関係書類一式の決裁をする。 ○申請書及び竣工図面、添付書類の整理をする。 <ul style="list-style-type: none"> ○水道番号順に、ファイルへの保管作業をする。 ○年度別、工事申込み件数（工種別）、工事実施件数、検査実施件数等の統計作業及び業務報告書の作成をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○前橋市の制度により調整する。 ・合併時に前橋市の様式、対応、処理方法に統一する。 	
37	給水装置工事材料関係業務		<ul style="list-style-type: none"> ○給水装置用製品（材料、メーター器ボックス等）型式 承認等の申請に伴い、審査及び承認をすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○給水装置用製品（材料、メーター器ボックス等）型式は村指定を使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○前橋市の制度により調整する ・合併時に前橋市に統一する。 	
38	私設消火栓関係業務		<ul style="list-style-type: none"> ○設置者が、私設消火栓を使用した場合、再度その封印をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○設置者が、私設消火栓を使用した場合、再度その封印をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○前橋市の制度により調整する ・合併時に前橋市に統一する。 	
39	開発行為関係業務		<ul style="list-style-type: none"> ○開発行為に伴う、給水工事関係の意見書の作成及び工事完成後の検査を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○開発行為に伴う、給水工事関係工事については、完成後の検査を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○前橋市の制度により調整する ・開発行為に伴う関係業務であるが、前橋市、富士見村で、制度に差異がないので、合併時から前橋市の制度に統一する。 	
40	区画整理関係業務		<ul style="list-style-type: none"> ○区画整理事業に伴い施工者側との打ち合わせ、及び現地立ち会いと調査を行う。 ○配水管布設工事及び布設替工事に伴い、給水管関係工事（取出し・移設・接続替え等）の監督をする。 ○区画整理事業で、家屋移転に伴う施工者補償工事関係書類の審査及び請求事務を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○区画整理事業施工者と打ち合わせ、現地立ち会いを行う。 ○配水管布設工事及び布設替工事に伴い、給水管関係工事（取出し・移設・接続替え等）の監督をする。 ○区画整理事業で、家屋移転に伴う施工者補償工事関係も監督する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○前橋市の制度により調整する ・合併時に前橋市に統一する。 	

上下水道部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
41	道路占用申請 関係業務		<ul style="list-style-type: none"> ○「給水装置工事申込み細書」の申請に伴い、提出される道路占用申請書（市道・県道・国道）の受付及び道路管理者への申請手続きをする。 ○道路占用申請に伴う、占用許可書の整理と保存をする。 ○給水工事に際して、施工業者が道路使用許可願を所轄警察署に申請するに伴い、占用許可証（コピー）の発行をする。 ○県道及び国道占用許可申請に際しての、書類及び図面の一部作成をする。 ○舗装復旧依頼書の、整理及び送付をする。 ○工事事業者が工事施工に際して、工事方法、安全対策、道路復旧方法等の指導をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「給水装置工事申込み細書」の申請に伴い、提出される道路占用申請書（村道・県道・国道）の受付及び道路管理者への申請手続きをする。 ○道路占用申請に伴う、占用許可書の整理と保存をする。 ○給水工事に際して、施工業者が道路使用許可願を所轄警察署に申請するに伴い、占用許可証（コピー）の発行をする。 ○県道及び国道占用許可申請に際しての、書類及び図面の一部作成をする。 ○舗装復旧依頼書の、整理及び送付をする。 ○工事事業者が工事施工に際して、工事方法、安全対策、道路復旧方法等の指導をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○前橋市の制度により調整する ・制度に差異がないので、合併時に前橋市に統一する。 	
42	その他の関係 業務		<ul style="list-style-type: none"> ○市民及び水道事業者、不動産業者等の配水管及び給水管調査及び相談を窓口や電話等で受ける。 ○各年度の受水槽設置に伴う統計作業と、データの保健所への提出をする。 ○各年度の受水槽調書作成をする。 ○財団法人（給水工事技術振興財団の主催する「給水装置工事配管技能講習会」への講師等の派遣をしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○住民及び水道業者、不動産業者等からの配水管及び給水管布設の状況照会及び相談は、原則、窓口対応とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○前橋市の制度により調整する ・合併時に前橋市に統一する。 	

上下水道部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
43	特例	給水装置用材料の特例	○給水装置用材料の特例 「取り出し部分及び道路内配管」 口径 使用管類 道路部分 20mm～25mm ポリエチレン管 市道 (フレ継手使用) 20mm～25mm ステンレス管 県道 (フレ継手使用) 30mm～50mm ポリ粉体ライニング鋼管 共通 (ロクロ継手使用) 75mm以上 ダクタイル鋳鉄管 共通	○給水装置用材料の特例 「取り出し部分及び道路内配管」 口径 使用管類 道路部分 20mm～50mm ポリエチレン管 共通 (フレ継手使用) 75mm以上 ダクタイル鋳鉄管 共通 (硬質塩化ビニール管)	○前橋市の制度により調整する	
		給水装置工事に使用するネジ類の種別	○メーター器を含めた給水装置工事に使用するネジ類の種別 ・金門ネジ及び前橋型として承認した材料	○メーター器を含めた給水装置工事に使用するネジ類の種別 ・上水ネジ (JIS規格)	○前橋の制度に調整する。 ・給水装置工事に使用するネジ類については、13mmメーターはインチネジ (金門ネジ) を使用することとし、検定満了メーターの交換時にインチネジに変更していく。 ・一般家庭の口径は13mmであり、上水ネジ13mmには金門ネジ13mmが使えるので、メーター交換時に前橋市の制度に統一する。 ・20mm以上は新規加入者は金門ネジとし、既存のメーターはそのまま上水ネジを使用する。	
		直結給水	○平成11年4月より、三階建て建物への直結給水を実施している。 ○平成18年3月より、四階建て以上の建物への直結給水を実施している。	○直結給水は二階建てまで実施している。	○前橋市の制度により調整する。	
44	維持管理業務 修繕の分界点 修繕業務	○配水管から分岐して設けられた給水装置に係る水道メーターまでの自然漏水修繕は水道局の費用負担 (ただし、水道メーターが建物内にある場合は、建物手前まで、親メーターがある場合は親メーターまで) ※給水装置の漏水修繕に関する要綱 (平成16年12月1日から施行) ○修繕工事等の監督業務 ○折損事故等緊急工事に対する業務 ○減圧弁点検業務 ○施設の点検・調整及び立ち会いの業務 ○配給水管等修繕に係る上水道指名業者に対する公募 (2年間) ○配給水管等修繕当番表の作成 (1年間) ○配水管及び給水管 (道路分) の修理及び公設給水管の移設業務 ○公設消火栓の維持管理に関する業務	○メーター器1次側までの修繕 ○修繕工事等の監督業務 ○折損事故等緊急工事に対する業務 ○減圧弁点検業務 (業者委託) ○施設の点検・調整及び立ち会いの業務 ○漏水修繕当番の依頼 (富士見村管工事協同組合) ○公設消火栓の維持管理に関する業務	○前橋市の制度により調整する ・修繕の分界点は、前橋市の制度により調整する。		

上下水道部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
45	保有水道資機材		<ul style="list-style-type: none"> ○車両 <ul style="list-style-type: none"> ・給水車 4 t 車 2 台 2 t 車 2 台 ・パトロール車 1 台 ・トラック 2 台 ・軽トラック 1 台 ・軽ライトバン 4 台 ・フォークリフト 1 台 ○給水容器 <ul style="list-style-type: none"> ・給水タンク 500リットル 2 基 ・ " 1000リットル 2 基 ・ " 2000リットル 1 基 ・ポリタンク 20リットル 300個 ・ポリ袋 10リットル 3,700個 ○機材 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急浄水装置 (4 . 0m³/H) 2 基 ・発電機 3 基 ・水中ポンプ 可搬式 3 台 ・超音波流量計 1 基 ・漏水探知器 6 台 ・鉄管探知器 1 台 ・高波式管路探知器 1 台 ○資材 <ul style="list-style-type: none"> ・ダクタイル鋳鉄管 内径75～800mm 47本 ・同上継ぎ手 1 式 ・その他資材 1 式 	<ul style="list-style-type: none"> ○車両 <ul style="list-style-type: none"> ・軽トラック 1 台 ・軽ライトバン 4 台 ○給水容器 <ul style="list-style-type: none"> ・ポリタンク 20リットル 30個 ○機材 <ul style="list-style-type: none"> ・発電機 1 基 ・水中ポンプ 可搬式 1 台 ・漏水探知器 1 台 ・鉄管探知器 1 台 ○資材 <ul style="list-style-type: none"> ・その他資材 1 式 	○現行のまま新市に引き継ぐ	
46	水圧測定業務		○高水圧地域・低水圧地域を把握し、基礎データ収集のために実施、7日間計測で519測点、30日計測で12測点を測定し、集計表を作成する。	なし	○前橋市の制度により調整する	
47	委託漏水調査業務		○管路選別調査 直管調査の事前調査のために行うもの。 ○委託漏水調査 市内全域を3年サイクルで一巡調査。	なし	○前橋市の制度により調整する	
48	直管漏水調査業務		○戸別音聴調査 各戸のメーター器及び弁栓類に音聴棒を用いて調査。 ○二次側漏水調査 使用者からの要望による宅地内の漏水調査。 公共施設からの要望による漏水調査。 ○河川の断水に伴う調査	なし	○前橋市の制度により調整する	

上下水道部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
49	漏水調査用機器		<ul style="list-style-type: none"> ○漏水探知器 漏水音を高感度にて捉えるもの、 5台所有 ○簡易流量計 ○相関式漏水探知器 探知器を使う人の感覚にたよらずにコンピュータで漏水位置を正確に感知する、1台所有 	<ul style="list-style-type: none"> ○漏水探知器 1台所有 	<ul style="list-style-type: none"> ○現行のまま新市に引き継ぐ ・合併時に前橋市保有とする。 	
50	統計資料作成業務		<ul style="list-style-type: none"> ○配水量の月別分析表の作成 配水量・有収水量・無収水量・無効水量を集計し、月別分析表の作成。 ○配水量の分析表の作成 配水量の月別分析表に基づき作成。 ○配水量に対する有効水量・無効水量の月別分類比較表の作成 配水量の分析表に基づき作成。 ○配水量・有効水量・有収水量の年度別比較表の作成 月別分類比較表に基づき作成。 ○無効水量調書の作成 配水量の月別分析表より、配水量・調定減水量・漏水量より算出し作成。 ○有収率の推移表(グラフ)の作成。 以上の資料を毎月作成し、年度末に総括表を作成する 	<ul style="list-style-type: none"> ○集中監視装置から出力される日報から取水・配水量を集計 ○検針により、有収水量の集計(月報) 	<ul style="list-style-type: none"> ○前橋市の制度により調整する 	

上下水道部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
51	浄水施設		<p>○敷島浄水場ほか 27箇所 取水能力(18年度) 115,232m³/日 日平均配水量(18年度) 134,060m³/日 用地 217,251.58m² 取水施設 深井戸 67本 浅井戸 3本</p> <p>○上細井配水場ほか 8箇所 用地 16,713.68m²</p>	<p>○竜ノ口1号水源 取水能力 788m³/日 日平均配水量(18年度) 105m³/日 用地 94m² 取水施設 深井戸 1本</p> <p>○芦ヶ関1号水源 取水能力 4,089m³/日 日平均配水量(18年度) 1,107m³/日 用地 100m² 取水施設 深井戸 1本</p> <p>○横阿内第1水源 取水能力 2,511m³/日 日平均配水量(18年度) 1,345m³/日 用地 213m² 取水施設 深井戸 1本</p> <p>○上西峯第1水源 取水能力 1,170m³/日 日平均配水量(18年度) 344m³/日 用地 406m² 取水施設 深井戸 1本</p> <p>○沼の窪第1水源 取水能力 2,510m³/日 日平均配水量(18年度) 949m³/日 用地 574m² 取水施設 深井戸 1本</p> <p>○下小原目第1水源 取水能力 1,600m³/日 日平均配水量(18年度) 1,239m³/日 用地 48m² 取水施設 深井戸 1本</p> <p>○大松山2号水源 取水能力 1,400m³/日 日平均配水量(14年度) 682m³/日 用地 34m² 取水施設 深井戸 1本</p> <p>○田島第1号水源 取水能力 2,300m³/日 日平均配水量(14年度) 1,525m³/日 用地 1,800m² 取水施設 深井戸 1本</p>	○現行のまま新市に引き継ぐ	

上下水道部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
				<p>○大松山1号水源 取水能力 720m³/日 日平均配水量(18年度) 293m³/日 用地 349m² 取水施設 深井戸 1本</p> <p>○八幡1号水源 取水能力 1,728m³/日 日平均配水量(18年度) 1,303m³/日 用地 728m² 取水施設 深井戸 1本</p> <p>○西大河原1号水源 取水能力 850m³/日 日平均配水量(18年度) 383m³/日 用地 2,528m² 取水施設 深井戸 1本</p> <p>○山口1号水源 取水能力 1,201m³/日 日平均配水量(18年度) 626m³/日 用地 1,058m² 取水施設 深井戸 1本</p> <p>○小萩沢1号水源 取水能力 1,440m³/日 日平均配水量(18年度) 560m³/日 用地 504m² 取水施設 深井戸 1本</p> <p>○簡水第1配水池 取水能力 400m³/日 用地(県有地県と無償貸借) 取水施設 深井戸 1本</p> <p>○簡水第2配水池 取水能力 1,600m³/日 用地(県有地県と無償貸借) 取水施設 深井戸 1本</p>		

上下水道部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
52	受水施設		<p>○青梨子受水場（県央第一水道）ほか1箇所 最大受水能力（18年度） 68,400m³/日 日平均受水量（18年度） 51,074m³/日</p> <p>用地 12,303.56m²</p> <p>○嶺受水場（県央第二水道）ほか7箇所 最大受水能力（18年度） 23,516m³/日 日平均受水量（18年度） 18,272m³/日 用地 30,370.41m²</p>	<p>○赤城山受水場（県央第二水道） 最大受水能力（18年度） 3,368m³/日 日平均受水量（18年度） 2,400m³/日 受水開始年月日 平成12年4月1日 用地 2,000m²</p> <p>○田島浄水場（県央第二水道） 受水開始予定年月日 平成22年4月1日 受水能力（18年度） 1,316m³/日 用地 1,800m²</p> <p>○山口受水場（県央第二水道） 受水池（未築造） 受水認可計画 2,368m³/日 用地 1,906m²</p>	○現行のまま新市に引き継ぐ	
53	浄水施設等工事	新設・改良工事の設計、施工監督	<p>(1)設計 特殊設備工事を除き設計</p> <p>(2)施工、施工監督 施工は業者発注し、工事監督</p> <p>(3)改良工事計画、工事概要 施設管理台帳より老朽化状況、耐用年数等を考慮し改良工事の長期計画を作成して施工</p> <p>①井戸の移転による掘替工事等 ②取水、配水ポンプ等の設置替工事</p> <p>③減圧弁、電動弁等の設置替工事 ④導、配水管等の場内配管工事 ⑤浄水施設（消毒設備等）の改修工事 ⑥配水塔、配水池等の改修工事 ⑦受変電設備、自家発電設備改修工事 ⑧取、配水ポンプ盤等の電気設備改修工事 ⑨架線、地下埋設信号線等の布設替工事 ⑩流量計、水位計、圧力計、残留塩素計、濁度計等計装設備の設置替工事 ⑪遠方監視制御装置等の改修工事 ⑫舗装、外構、植栽等の場内整備工事 ⑬配水池内部防水工事</p>	<p>(1)設計 軽微設備を除き、業者発注</p> <p>(2)施工、施工監督 施工は業者発注し、工事監督</p> <p>(3)改良工事計画、工事概要 施設管理台帳より老朽化状況、耐用年数等を考慮し改良工事の長期計画を作成して施工</p> <p>②井戸の取水ポンプ・揚水管改良、水位計設置工事 ③減圧弁、電動弁の設置替工事</p> <p>⑧取水ポンプ制御盤等の電気設備改修工事</p> <p>⑩流量計、水位計、圧力計、残留塩素計、濁度計等計装設備の設置替工事 ⑪遠方監視制御装置等の改修工事 ⑫舗装、外構の場内整備工事</p>	○前橋市の制度により調整する ・合併時に前橋市の制度に統一する。	

上下水道部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		請負工事の設計、施工監督	(1)設計、施工、施工監督 基本的に設計、施工監督、施工は業者発注 (2)工事計画、工事概要 損傷、老朽化状況を調査し計画的に施工 ①水道施設のフェンス整備工事 フェンス嵩上げ、門扉改修 ②配水池等の水源塗装工事 配水池、ポンプ桧、ポンプ室等の外部塗装 ③配水池点検蓋等交換工事 点検口、井戸ピット蓋改良 ④緊急・伝票発注以外の修繕工事	(1)設計、施工、施工監督 基本的に設計、施工は業者発注し、施工監督 (2)工事計画、工事概要 長期計画し施工 ①水道施設のフェンス整備工事 全施設総延長 調査中 年間整備延長 検討中 ②配水池等の水源塗装工事 対象施設：配水池、ポンプ桧、ポンプ室等 検討中 ③配水池点検蓋等交換工事 検討中	○前橋市の制度により調整する ・合併時に前橋市の制度に統一する。	
		緊急工事の発注、施工監督	(1)工事発注、施工監督 緊急工事発注票、修繕伝票等により業者発注、施工監督 (2)工事概要 水道施設の故障修繕及び、水道用地内の（倒木伐採、安全施設等）緊急工事	(1)工事発注、施工監督 なし (2)工事概要 水道施設及び、水道用地内の（倒木伐採、安全施設設置等）緊急工事	○前橋市の制度により調整する ・合併時に前橋市の制度に統一する。	
		解体工事の発注、施工監督	(1)設計、施工、施工監督 基本的に設計、施工監督、施工は業者発注 (2)工事概要 水源、浄水場等の遊休施設の解体工事	(1)設計、施工、施工監督 基本的に設計、施工は業者発注し施工監督 (2)工事概要 水源、浄水場等の遊休となった施設の解体工事	○前橋市の制度により調整する ・合併時に前橋市の制度に統一する。	
54	浄水施設等管理業務	樹木植栽管理業務	(1)設計、履行、履行監督 設計、履行監督、履行は業者委託 (2)業務内容 ①水道施設の樹木剪定等 ②敷島浄水場のツツジ管理	なし	○前橋市の制度により調整する	
		除草業務	(1)設計、履行、履行監督 設計、監督履行、履行は請負業者委託 (2)業務内容 水道施設の除草 除草総面積：約110, 228㎡ 年間除草回数：3～4回 敷島浄水場はシルバー人材センターに委託。	(1)設計、履行、履行監督 設計、監督履行、履行は業者委託 (2)業務内容 水道施設の除草 除草総面積：約29, 000㎡ 年間除草回数：3回	○前橋市の制度により調整する ・合併時に前橋市の制度に統一する。	
55	深井戸調査業務		(1)設計、履行、履行監督 設計、履行監督、履行は業者委託 ①深井戸の能力調査（稼働中の井戸） 63井の深井戸の取水能力調査 隔年実施 ②障害を起こした井戸の水中テレビカメラによる調査等	なし	○前橋市の制度により調整する	

上下水道部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
56	その他業務		(1)職員による施設等の応急修理 (2)水道施設、水道用地に関する苦情処理等	(1)その他施設の職員による応急修理等 (2)水道施設、水道用地に関する苦情処理等	○前橋市の制度により調整する ・合併時に前橋市の制度に統一する。	
57	浄水施設の計画業務		(1)取水、浄水、配水の施設の改修計画を立案 (2)水運用計画立案。(県央水の渇水時の対応等) (3)各施設運転マニュアルを作成 (4)各施設内の平面図(配管図)作成	(1)取水、浄水、配水の施設の改修計画を検討中 (2)水運用計画を検討中 (県央水の渇水時の対応等) (3)配水計画(漏水、断水、給水)マニュアルを検討中	○前橋市の制度により調整する ・合併時に前橋市の制度に統一する。	
58	浄水施設運転監視業務		浄水施設の運転監視業務(委託) H19より民間委託開始	水源、配水池の運転監視業務(直営) ○上水道の遠方監視制装置にて24時間 集中管理 監視施設内訳 井戸 13本(無人) 県央第二受水場 1箇所(無人) 簡易水道 自動通報装置 監視施設内訳 井戸 2本(無人) ○監視業務職員(なし) 水道庁舎に警報機設置。 工務係職員4名の携帯電話に警報通知メールを 配信する。 ○テレメータ装置(クシダ工業) 親局 1箇所 子局 13箇所	○前橋市の制度により調整する ・合併時に前橋市の制度に統一する。	
59	浄水施設維持管理業務		(1)消毒設備の点検(委託) 28箇所 週2回 給水残塩測定(委託) 55箇所 週2回 (2)発電機の試運転(委託) 2台 月1回 (3)井戸の水位測定(水位計がない井戸) (委託) 46本 2ヵ月に1回 (4)エンジン付き配水ポンプの試運転(委託) 2台 月1回 (5)配水ポンプグリスアップ(直営) 26台 3ヵ月に1回 (6)ブロワーグリスアップ、オイル交換 (直営) 5台 3ヵ月に1回 (7)施設清掃(委託) 5箇所 5回/年	(1)消毒設備の点検、残留塩素の測定(直営) 15箇所 週1回 (2)発電機の試運転(直営) 1台 月1回 (3)井戸の水位測定(直営) 13本 実績なし (7)施設清掃(直営) 29箇所 3ヵ月に1回	○前橋市の制度により調整する ・合併時に前橋市の制度に統一する。	

上下水道部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
60	浄水関係統計業務		(1) 日報関係作成 配水量日報（前橋市全体の配水量） 自己水、県央水割合日報 敷島浄水場各種点検日報 (2) 日報自動印刷 配水量日報（浄水場別の配水量） 電力需給日報 機場別運転日報 県央第二水道受水場日報 (3) 月報関係作成 配水量月報 (4) 年報関係作成 配水量年報 取水量実績 (5) 厚生労働省水道統計調査作成 (6) 群馬県地下水採取量報告作成	(1) 日報関係作成 配水量日報（富士見村全体の配水量） 自己水、県央水割合日報 (2) 日報自動印刷 配水量日報（水源別の配水量） 県央第二水道受水場日報 (3) 月報関係作成 配水量月報 (4) 年報関係作成 配水量年報 取水量実績 (5) 厚生労働省水道統計調査作成 (6) 群馬県地下水採取量報告作成	○前橋市の制度により調整する ・合併時に前橋市の制度に統一する。	
61	電気施設等点検業務	管理棟空調機定期点検業務	敷島管理棟空調機点検 14台 （業者委託） 年1回		○前橋市の制度により調整する ・合併時に前橋市の制度に統一する。	
		自家用電気工作物保安業務	高圧受電設備等保安業務 14施設 （業者委託） 月1回	水源、配水池電気保安業務 （業者委託） 年2回		
		自家用電気工作物清掃業務	高圧受電設備清掃 3施設 （業者委託） 3年に1回			
		一般電気工作物検査業務	低圧電気設備検査 55箇所 （業者委託） 年1回			
		自家用発電機保守点検業務	自家用発電機保守点検 13台 （業者委託） 3年に1回（発電機台帳）			
		配水池等洗浄業務	配水池等清掃 77箇所 （業者委託） 必要に応じて実施	配水池清掃 22箇所 （業者委託） 不定期実施（配水池台帳）		
		計装設備保守点検業務	流量181台、圧力30台、水位67台、残塩47台、濁度11台、計（336台）（業者委託） 1～5年に1回（計装設備台帳）	流量、圧力、水位、残塩の点検 （業者委託） 年3回（計装設備台帳）		
		直流電源装置点検業務	直流電源装置点検 13セット （業者委託） 年1回（直流電源装置台帳）			
		消毒設備点検業務	次亜注入設備点検 64台 （業者委託） 年2回（消毒設備台帳）	次亜塩素注入設備 14箇所の点検 （業者委託） 年3回（消毒設備台帳）		

上下水道部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		ブロワ点検業務	ブロワ点検 有機塩素化合物除去装置 4 台 (業者委託) 年 1 回 (送風機設備台帳)	ブロワ点検 有機塩素化合物除去装置 (業者委託) 年 1 回 (送風機設備台帳なし)		
		遠方監視装置 点検業務	敷島遠方監視装置の点検 (業者委託) 年 1 回 (遠方監視装置台帳)			
		インバータ保 守点検業務	インバータ点検 1 6 台 (業者委託) 年 1 回 (インバータ台帳)	インバータの点検 なし (インバータ台帳なし)		
		減圧弁、水位調 整弁保守点検 業務	減圧弁、水位調整弁点検 2 4 台 (業者委託) 年 1 回 (減圧弁、水位調整弁台帳)	減圧弁点検 3 2 台 (業者委託) 年 4 回 (減圧弁台帳)		
		緊急遮断弁保 守点検業務	緊急遮断弁点検 1 0 台 (業者委託) 2 年 1 回 (緊急遮断弁台帳)			
62	浄水施設修繕 業務		請負工事、緊急工事で対応	(1) 配管弁類関係修繕 (2) 電気関係修繕 (3) 機械関係修繕 (4) 施設関係修繕 各修繕については業者対応による。 緊急工事については、緊急工事伺いにより発 注する。 雷害等緊急時の修理については、修理内容に 精通している点検業務委託業者に緊急修理発 注伺いにより発注している。	○前橋市の制度により調整する ・合併時に前橋市の制度に統一する。	
63	浄水処理方法		① 原水(地下水)→塩素注入→浄水 1 0 カ所 ② 原水(地下水)→塩素注入→除鉄処理→浄水 6 カ所 ③ 原水(地下水)→塩素注入→濾過→浄水 1 カ所 ④ 原水(地下水)→塩素注入→膜濾過→浄水 1 カ所 ⑤ 原水(地下水)→塩素注入→曝気処理→浄水 2 カ所 ⑥ 県水受水+原水(地下水)→ 塩素注入→浄水 6 カ所 ⑦ 県水受水→浄水 5 カ所	①原水(地下水)→塩素注入→浄水 上水 1 3 カ所 簡水 2 カ所 ②原水(地下水)→塩素注入→除鉄装置→浄水 (田島浄水場) 1 箇所 ⑦県水受水→浄水 1 カ所	○現行のまま新市に引き継ぐ	
64	水質検査体制		自己検査 ・水質試験室 3 0 0 m ² ・水質検査係員 5 人	業者委託	○前橋市の制度により調整する ・自己検査は、前橋市の制度により調整を行 い、部分的な委託方法を今後検討する。	

上下水道部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
65	分析機器の保有状況		①pHメーター ②積分球式色濁計（色度・濁度） ③分光光度計 ④電気伝導度計 ⑤ガスクロマトグラフー質量分析計 （トリハロメタン等） ⑥ガスクロマトグラフー質量分析計（農薬） ⑦イオンクロマトグラフ （硝酸態・亜硝酸態窒素等） ⑧高速液体クロマトグラフ（チウラム） ⑨原子吸光光度計（鉄・マンガン等） ⑩還元気化水銀測定装置（水銀） ⑪誘導結合プラズマ質量分析計（金属） ⑫全有機体炭素計 ⑬生物顕微鏡 ⑭オートクレーブ 以上 各1台 ⑮固相抽出装置 2台 ⑯インキュベーター 3台	なし	○現行のまま新市に引き継ぐ	
66	採水カ所数		浄水（上水道） 34カ所 浄水（小水道） 1カ所 浄水（末端給水栓） 35カ所 原水（井戸） 71カ所 原水（クリプト暫定指针对応） 48カ所	浄水（末端給水栓） 上水 12カ所 簡水 2カ所 泉水 1カ所 原水（深井戸） 上水 13カ所 簡水 2カ所	○現行のまま新市に引き継ぐ	
67	定期水質試験の頻度（委託試験の頻度）		①全項目検査（浄水50項目・原水39項目） 浄水（上水道） 1回/年 浄水（小水道） 1回/年 浄水（末端給水栓） 1回/年 原水（井戸） 1回/年 ②省略不可項目を含む複数項目 浄水（上水道） 3回/年 浄水（小水道） 11回/年 浄水（末端給水栓） 11回/年 原水（井戸） 3回/年 （①+②の合計で、浄水は浄水場等出口で年4回、末端給水栓で12回、原水は年4回の頻度で行っている。） ③毎日水質検査 給水栓水の毎日残留塩素測定を個人33人に依頼している。 ④水質管理目標設定項目試験 水質検査計画（農薬類5カ所）及び群馬県水道水質管理計画（1カ所）に基づき年2回実施している。	①全項目検査（浄水50項目・原水39項目） 浄水（末端給水栓） 1回/年 原水（深井戸） 1回/年 ②省略不可項目を含む複数項目 浄水（末端給水栓） 11回/年 （①+②の合計で、浄水は年12回、原水は年1回の頻度で行っている。）	○現行のまま新市に引き継ぐ	

上下水道部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考														
68	定期試験以外の試験		<p>①住民から水質についての問い合わせ 臭いや味に関するものなど、電話では状況を判断しにくいものについては、現地に出向いて検査を行う。 必要に応じて、検水を持ち帰り水質検査をする。</p> <p>②他課からの依頼試験 漏水調査（水道水か湧水かの判断） 使用開始前検査（水道法第13条）</p>	<p>①住民から水質についての問い合わせ 臭いや味に関するものなど、電話では状況を判断しにくいものについては、現地に出向いて検査を行う。 必要に応じて、検水を持ち帰り水質検査委託をする。</p> <p>②他課からの依頼試験 漏水調査（水道水か湧水か群馬用水かの判断） 使用開始前検査（水道法第13条）</p>	<p>○前橋市の制度により調整する ・合併時に前橋市の制度に統一する。</p>															
69	その他の水道施設		<p>前橋市には専用水道が6カ所あるが、管理はすべて各事業体がしている。</p>	<p>富士見村には、専用水道が7カ所あるが、管理はすべて各事業体がしている。</p>	<p>○前橋市の制度により調整する ・合併時に前橋市の制度に統一する。</p>															
70	水道資料館の管理業務等		<p>①説明及び施設案内 前橋シルバー人材センターに業務委託</p> <p>②市内小学4年生の社会科見学及び市民に水道事業をよく理解していただく施設</p>	<p>①なし</p> <p>②村内小学4年生の社会科見学（施設案内及び説明）</p>	<p>○前橋市の制度により調整する</p>															
71	検針料金徴収等業務委託（平成18年度）	検針委託	<p>○検針委託 検針は業務委託の一つとして位置づけ、委託法人において実施している。委託法人では34名の検針専門社員の体制をとり、検針用ハンディターミナルシステムを導入のもと、隔月検針により年間897,757件の検針を実施した。</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>件数</td> </tr> <tr> <td>一般メーター</td> <td>750,805 件</td> </tr> <tr> <td>大型メーター</td> <td>5,303 件</td> </tr> <tr> <td>隔測メーター</td> <td>140,337 件</td> </tr> <tr> <td>時間計測器</td> <td>990 件</td> </tr> <tr> <td>私設消火栓</td> <td>322 件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>897,757 件</td> </tr> </table> <p>*検針委託料は他業務を含め包括委託</p>		件数	一般メーター	750,805 件	大型メーター	5,303 件	隔測メーター	140,337 件	時間計測器	990 件	私設消火栓	322 件	合計	897,757 件	<p>○検針委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電算会社と業務委託 ・毎月検針 ・1件当たり検針委託料 100円 (西大河原地区140円) <p>・年間検針件数 95,800件</p> <p>・年間委託料 上水道 10,458,000円 簡易水道 192,000円 (管理の一部を含む)</p>	<p>○前橋市の制度に統一する ・合併時から前橋市の制度で検針料金徴収等を委託で実施する。 ・経費的な面や、全国の特例市から考慮し、隔月検針とする。</p>	
			件数																	
一般メーター	750,805 件																			
大型メーター	5,303 件																			
隔測メーター	140,337 件																			
時間計測器	990 件																			
私設消火栓	322 件																			
合計	897,757 件																			
中止精算業務委託	<p>○中止精算業務委託 検針委託と同様に、委託法人では3.5人の中止精算専門社員の体制のもと、年間11,587件の中止精算を実施。</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>件数</td> </tr> <tr> <td>中止のみ</td> <td>11,509 件</td> </tr> <tr> <td>現地精算を含む</td> <td>78 件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>11,587 件</td> </tr> </table>		件数	中止のみ	11,509 件	現地精算を含む	78 件	合計	11,587 件	<p>○中止精算業務委託 なし(職員が実施)</p>	<p>○前橋市の制度により調整する</p>									
	件数																			
中止のみ	11,509 件																			
現地精算を含む	78 件																			
合計	11,587 件																			

上下水道部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考																																								
		滞納整理業務委託	<p>○滞納整理業務委託 上記と同様に、平成14年度から包括的業務委託契約により、私人委託していた滞納整理員が、新しく法人に所属して、4人の滞納整理専門社員となり、年間9,407件の滞納整理を実施。 ○滞納整理額（平成18年度 上下水道料金）</p> <table border="1"> <tr> <td>件数</td> <td>金額</td> </tr> <tr> <td>現年分 8,223件</td> <td>81,777,397円</td> </tr> <tr> <td>過年分 269件</td> <td>7,115,888円</td> </tr> <tr> <td>合計 8,492件</td> <td>88,893,285円</td> </tr> </table> <p>○未収金額（平成19年8月末現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> 上下水道料金 <table border="1"> <tr> <td>現年分 8,206人</td> <td>170,202,904円</td> </tr> <tr> <td>過年分 12,515人</td> <td>230,159,194円</td> </tr> <tr> <td>中止分 -</td> <td>-円</td> </tr> <tr> <td>合計 20,721人</td> <td>400,362,098円</td> </tr> </table> 簡易水道 <table border="1"> <tr> <td>現年分 -人</td> <td>-円</td> </tr> <tr> <td>過年分 1人</td> <td>304,370円</td> </tr> <tr> <td>中止分 -人</td> <td>-円</td> </tr> <tr> <td>合計 1人</td> <td>304,370円</td> </tr> </table> 	件数	金額	現年分 8,223件	81,777,397円	過年分 269件	7,115,888円	合計 8,492件	88,893,285円	現年分 8,206人	170,202,904円	過年分 12,515人	230,159,194円	中止分 -	-円	合計 20,721人	400,362,098円	現年分 -人	-円	過年分 1人	304,370円	中止分 -人	-円	合計 1人	304,370円	<p>○滞納整理業務委託 なし(職員が実施) 現在、滞納整理の業務委託を検討中</p> <p>○滞納整理額（平成18年度 上下水道料金） 未集計</p> <p>○未収金額（平成19年8月末現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> 上下水道料金 <table border="1"> <tr> <td>現年分 705人</td> <td>8,642,090円</td> </tr> <tr> <td>過年分 749人</td> <td>54,649,801円</td> </tr> <tr> <td>中止分 416人</td> <td>20,013,320円</td> </tr> <tr> <td>合計 1,870人</td> <td>83,305,211円</td> </tr> </table> 簡易水道 <table border="1"> <tr> <td>現年分 9人</td> <td>74,320円</td> </tr> <tr> <td>過年分 6人</td> <td>437,000円</td> </tr> <tr> <td>中止分 2人</td> <td>27,080円</td> </tr> <tr> <td>合計 17人</td> <td>538,400円</td> </tr> </table> 	現年分 705人	8,642,090円	過年分 749人	54,649,801円	中止分 416人	20,013,320円	合計 1,870人	83,305,211円	現年分 9人	74,320円	過年分 6人	437,000円	中止分 2人	27,080円	合計 17人	538,400円	○前橋市の制度により調整する	
件数	金額																																													
現年分 8,223件	81,777,397円																																													
過年分 269件	7,115,888円																																													
合計 8,492件	88,893,285円																																													
現年分 8,206人	170,202,904円																																													
過年分 12,515人	230,159,194円																																													
中止分 -	-円																																													
合計 20,721人	400,362,098円																																													
現年分 -人	-円																																													
過年分 1人	304,370円																																													
中止分 -人	-円																																													
合計 1人	304,370円																																													
現年分 705人	8,642,090円																																													
過年分 749人	54,649,801円																																													
中止分 416人	20,013,320円																																													
合計 1,870人	83,305,211円																																													
現年分 9人	74,320円																																													
過年分 6人	437,000円																																													
中止分 2人	27,080円																																													
合計 17人	538,400円																																													
		その他の委託業務	<p>○その他委託業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 受付業務 納入通知書関係業務 その他の検針関連業務 口座振替業務 収納消込業務 選付業務 料金収納窓口業務 停水執行業務 市役所2階水道局窓口業務 口径13mm水道メーターの取替え等業務 電子計算機運用管理業務 漏水による水道使用料等の認定業務 統計資料の収集と作成 業務処理マニュアルの整備 その他上記に付随する事務 <p>○下水道 前橋市水道局事務分掌規程による。</p>	<p>○下水道課 富士見村下水道使用料の徴収事務委任に関する規則（平成17年12月1日）により富士見村下水道条例第15条に規定する下水道使用料の徴収及び収納に関する事務を水道課に委任する。</p>	○前橋市の制度により調整する																																									

上下水道部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考														
72	上水水道料金等の支払方法 (平成18年度)		<p>○料金等の支払方法 (隔月検針・隔月支払)</p> <table border="0"> <tr> <td>口座振替</td> <td>納入通知書</td> </tr> <tr> <td>上下水道 80.2%</td> <td>19.8%</td> </tr> <tr> <td>簡易水道 -</td> <td>100.0%</td> </tr> </table> <p>○支払場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に本支店のある金融機関及びゆうちょ銀行 ・コンビニエンスストア ・水道局窓口 ・各支所 ・市役所水道局窓口 	口座振替	納入通知書	上下水道 80.2%	19.8%	簡易水道 -	100.0%	<p>○料金等の支払方法 (毎月末支払)</p> <table border="0"> <tr> <td>・口座振替</td> <td>・納付書</td> </tr> <tr> <td>上水道 92.9%</td> <td>7.1%</td> </tr> <tr> <td>簡易水道 93.1%</td> <td>6.9%</td> </tr> <tr> <td>下水道 91.4%</td> <td>8.6%</td> </tr> </table> <p>○支払場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定金融機関及びゆうちょ銀行 ・水道庁舎窓口 ・役場出納室窓口 	・口座振替	・納付書	上水道 92.9%	7.1%	簡易水道 93.1%	6.9%	下水道 91.4%	8.6%	<p>○前橋市の制度により調整する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24時間営業のコンビニエンスストアでの支払いが可能となり、住民の利便性が向上する。 	
口座振替	納入通知書																			
上下水道 80.2%	19.8%																			
簡易水道 -	100.0%																			
・口座振替	・納付書																			
上水道 92.9%	7.1%																			
簡易水道 93.1%	6.9%																			
下水道 91.4%	8.6%																			
73	窓口受付方法		<p>○水道の開始・中止等受付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話 ・FAX ・中止検針時に置いてくる開始ハガキ ・ホームページからのインターネットによる受付 	<p>○水道の開始・中止等受付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則窓口 ・FAX対応はアパートの一時的清掃の場合のみ 	<p>○前橋市の制度により調整する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。 															
74	中止時の対応	メーターの閉開栓	<p>○メーターの閉開栓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閉栓はしていない 	<p>○メーターの閉開栓</p> <ul style="list-style-type: none"> 止水栓ロック 	<p>○前橋市の制度により調整する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閉栓しないため、人件費の節約につながる。 															

上下水道部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
75	検定満了メーターの取り替え（平成18年度）		<p>○取り替え方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口径13mmについては法人へ包括委託 ・口径20mm以上については請負工事で発注 <p>○取り替え個数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・13mm 12,128個 包括委託契約 ・20mm以上 5,376個 <p>請負費 18,674千円</p>	<p>○取り替え方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべて業者請負工事で発注 <p>○取り替え個数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・13mm 1,086個 ・20mm以上 103個 <p>請負費 2,510千円</p>	<p>○前橋市の制度により調整する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前橋市の制度に統一する。 	
76	漏水の減額規定		<p>・使用水量認定取り扱い基準</p> <p>条件～ 善管義務を履行、地下漏水、壁中、機械装置等の内部での漏水等目視できない部分での漏水</p> <p>減額～ 漏水量の2分の1を減量、口径25mm以下にあっては、平常使用水量の3倍が限度。</p> <p>漏水が下水道管に流入していないと確認できる場合は下水道使用料については漏水量全量を減量できる。</p>	<p>・使用水量認定取扱要綱</p> <p>条件～ 善管義務を履行、地下漏水、壁中、機械装置等の内部での漏水等目視できない部分での漏水</p> <p>減額～ 漏水量の2分の1を減額、使用水量の多い2か月分が限度</p>	<p>○前橋市の制度により調整する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般家庭の場合、前橋市の制度に統一することで、減額する量が増える場合があり、水道料金は、ほとんどの場合、負担増にならない。 	

上下水道部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考																																																																																
77	基本計画 認可計画 下水道全体計画	下水道計画	<p>①利根川上流流域関連前橋市公共下水道事業 ②前橋市公共下水道事業（単独公共下水道） 下水道整備緊急措置法に基づき、下水道整備五（七）箇年計画を策定。現在は平成8年度を初年度とし、平成14年度を目標とする第8次七箇年計画に基づき整備を進めてきたが、平成15年からは「下水道事業の整備効果を図るための4つの点検」から構成される次期長期計画に基づき事業を進めている。</p> <p>下水道全体計画 汚水計画（平成27年度目標）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>面積 (ha)</th> <th>人口 (人)</th> <th>汚水量 (m³/日最大)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流域下水道</td> <td>21,805.5</td> <td>682,590</td> <td>479,830</td> </tr> <tr> <td>単独公共下水道</td> <td>1,154</td> <td>55,300</td> <td>56,070</td> </tr> <tr> <td>流開公共下水道</td> <td>6,560.5</td> <td>205,730</td> <td>142,010</td> </tr> <tr> <td>公共下水道合計</td> <td>7,714.5</td> <td>261,030</td> <td>198,080</td> </tr> </tbody> </table> <p>雨水計画 単独公共下水道 1,154 流開公共下水道 3,286 単独 50.0mm/h 実験式 流出係数 0.5 流開 5年確率 63.5mm/h 合理式 流出係数 0.65</p> <p>下水道事業認可計画（単独公共，流域関連公共 平成22年度目標）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>面積 (ha)</th> <th>人口 (人)</th> <th>汚水量 (m³/日最大)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流域下水道</td> <td>14,667.2</td> <td>479,600</td> <td>341,020</td> </tr> <tr> <td>単独公共下水道</td> <td>1,154</td> <td>61,300</td> <td>61,790</td> </tr> <tr> <td>流開公共下水道</td> <td>5,016.8</td> <td>170,600</td> <td>119,850</td> </tr> <tr> <td>公共下水道合計</td> <td>6,170.8</td> <td>231,900</td> <td>181,640</td> </tr> </tbody> </table> <p>雨水計画 単独公共下水道 1,154 流開公共下水道 2,813 単独 50.0mm/h 実験式 流出係数 0.5 流開 5年確率 63.5mm/h 合理式 流出係数 0.65</p>		面積 (ha)	人口 (人)	汚水量 (m ³ /日最大)	流域下水道	21,805.5	682,590	479,830	単独公共下水道	1,154	55,300	56,070	流開公共下水道	6,560.5	205,730	142,010	公共下水道合計	7,714.5	261,030	198,080		面積 (ha)	人口 (人)	汚水量 (m ³ /日最大)	流域下水道	14,667.2	479,600	341,020	単独公共下水道	1,154	61,300	61,790	流開公共下水道	5,016.8	170,600	119,850	公共下水道合計	6,170.8	231,900	181,640	<p>①利根川上流流域関連前橋市公共下水道事業 ②赤城山大洞特定環境保全公共下水道</p> <p>○下水道全体計画（平成22年度目標）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>汚水計画</th> <th>面積 (ha)</th> <th>人口 (人)</th> <th>汚水量 (m³/日最大)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流域関連公共下水道</td> <td>282</td> <td>9,940</td> <td>7,500</td> </tr> <tr> <td>流域関連(特環)公共</td> <td>48</td> <td>760</td> <td>960</td> </tr> <tr> <td>赤城山大洞(特環) (観光人口)</td> <td>47</td> <td>340</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>9,800</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○下水道事業認可計画 流域関連公共下水道（平成22年度目標）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>汚水計画</th> <th>面積 (ha)</th> <th>人口 (人)</th> <th>汚水量 (m³/日最大)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流域関連公共下水道</td> <td>282</td> <td>8,420</td> <td>7,020</td> </tr> <tr> <td>流域関連(特環)公共</td> <td>35</td> <td>580</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td>赤城山大洞(特環) (観光人口)</td> <td>47</td> <td>280</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>7,200</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	汚水計画	面積 (ha)	人口 (人)	汚水量 (m ³ /日最大)	流域関連公共下水道	282	9,940	7,500	流域関連(特環)公共	48	760	960	赤城山大洞(特環) (観光人口)	47	340	2,000			9,800		汚水計画	面積 (ha)	人口 (人)	汚水量 (m ³ /日最大)	流域関連公共下水道	282	8,420	7,020	流域関連(特環)公共	35	580	480	赤城山大洞(特環) (観光人口)	47	280	1,000			7,200		<p>○現行のまま新市に引き継ぐ ・前橋市、富士見村の事業計画と整備状況を記載した項目である。</p>	
	面積 (ha)	人口 (人)	汚水量 (m ³ /日最大)																																																																																			
流域下水道	21,805.5	682,590	479,830																																																																																			
単独公共下水道	1,154	55,300	56,070																																																																																			
流開公共下水道	6,560.5	205,730	142,010																																																																																			
公共下水道合計	7,714.5	261,030	198,080																																																																																			
	面積 (ha)	人口 (人)	汚水量 (m ³ /日最大)																																																																																			
流域下水道	14,667.2	479,600	341,020																																																																																			
単独公共下水道	1,154	61,300	61,790																																																																																			
流開公共下水道	5,016.8	170,600	119,850																																																																																			
公共下水道合計	6,170.8	231,900	181,640																																																																																			
汚水計画	面積 (ha)	人口 (人)	汚水量 (m ³ /日最大)																																																																																			
流域関連公共下水道	282	9,940	7,500																																																																																			
流域関連(特環)公共	48	760	960																																																																																			
赤城山大洞(特環) (観光人口)	47	340	2,000																																																																																			
		9,800																																																																																				
汚水計画	面積 (ha)	人口 (人)	汚水量 (m ³ /日最大)																																																																																			
流域関連公共下水道	282	8,420	7,020																																																																																			
流域関連(特環)公共	35	580	480																																																																																			
赤城山大洞(特環) (観光人口)	47	280	1,000																																																																																			
		7,200																																																																																				

上下水道部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考																																																														
78	基本計画 認可計画 下水道全体計画	整備状況等	<p>整備状況 (平成19年3月末)</p> <table border="1"> <tr> <td>認可面積 (ha)</td> <td>整備面積 (ha)</td> <td>供用面積 (ha)</td> </tr> <tr> <td>1,154.0</td> <td>1,151.9</td> <td>1,151.9</td> </tr> <tr> <td>5,016.8</td> <td>3,860.8</td> <td>3,838.5</td> </tr> <tr> <td>6,170.8</td> <td>5,012.7</td> <td>4,990.4</td> </tr> </table> <p>整備率 (整備面積/認可面積)</p> <table border="1"> <tr> <td>単独公共下水道</td> <td>99.8%</td> </tr> <tr> <td>流開公共下水道</td> <td>77.0%</td> </tr> <tr> <td>公共下水道合計</td> <td>81.2%</td> </tr> </table> <p>人口普及率</p> <table border="1"> <tr> <td>公共下水道</td> <td>地域し尿</td> <td>合併浄化槽 (農集・住宅)を含む計</td> </tr> <tr> <td>可能人口 (外国人除く)</td> <td>224,037人 (220,210)</td> <td>247,566 (243,739)</td> </tr> <tr> <td>普及率 (外国人除く)</td> <td>69.2% (69.0%)</td> <td>76.4% (76.3%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>81.8% (81.7%)</td> </tr> </table>	認可面積 (ha)	整備面積 (ha)	供用面積 (ha)	1,154.0	1,151.9	1,151.9	5,016.8	3,860.8	3,838.5	6,170.8	5,012.7	4,990.4	単独公共下水道	99.8%	流開公共下水道	77.0%	公共下水道合計	81.2%	公共下水道	地域し尿	合併浄化槽 (農集・住宅)を含む計	可能人口 (外国人除く)	224,037人 (220,210)	247,566 (243,739)	普及率 (外国人除く)	69.2% (69.0%)	76.4% (76.3%)			81.8% (81.7%)	<p>○整備状況</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>認可面積 (A)ha</th> <th>整備面積 (B)ha</th> <th>供用面積 (C)ha</th> <th>整備率 (B/A)%</th> </tr> <tr> <td>流域関連公共下水道</td> <td>282</td> <td>181.6</td> <td>160.7</td> <td>64.3</td> </tr> <tr> <td>流域関連(特環)公共</td> <td>35</td> <td>35</td> <td>35</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>赤城山大洞(特環)</td> <td>47</td> <td>47</td> <td>47</td> <td>100</td> </tr> </table> <p>○人口普及率</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>公共下水道 (人)</th> <th>農業集落排水 (人)</th> <th>合併浄化槽 (人)</th> </tr> <tr> <td>可能人口</td> <td>4,492</td> <td>6,873</td> <td>7,050</td> </tr> <tr> <td>普及率</td> <td>19.70%</td> <td>30.10%</td> <td>30.90%</td> </tr> </table>		認可面積 (A)ha	整備面積 (B)ha	供用面積 (C)ha	整備率 (B/A)%	流域関連公共下水道	282	181.6	160.7	64.3	流域関連(特環)公共	35	35	35	100	赤城山大洞(特環)	47	47	47	100		公共下水道 (人)	農業集落排水 (人)	合併浄化槽 (人)	可能人口	4,492	6,873	7,050	普及率	19.70%	30.10%	30.90%	<p>○現行のまま新市に引き継ぐ ・前橋市、富士見村の事業計画と整備状況を記載した項目である。</p>	
認可面積 (ha)	整備面積 (ha)	供用面積 (ha)																																																																		
1,154.0	1,151.9	1,151.9																																																																		
5,016.8	3,860.8	3,838.5																																																																		
6,170.8	5,012.7	4,990.4																																																																		
単独公共下水道	99.8%																																																																			
流開公共下水道	77.0%																																																																			
公共下水道合計	81.2%																																																																			
公共下水道	地域し尿	合併浄化槽 (農集・住宅)を含む計																																																																		
可能人口 (外国人除く)	224,037人 (220,210)	247,566 (243,739)																																																																		
普及率 (外国人除く)	69.2% (69.0%)	76.4% (76.3%)																																																																		
		81.8% (81.7%)																																																																		
	認可面積 (A)ha	整備面積 (B)ha	供用面積 (C)ha	整備率 (B/A)%																																																																
流域関連公共下水道	282	181.6	160.7	64.3																																																																
流域関連(特環)公共	35	35	35	100																																																																
赤城山大洞(特環)	47	47	47	100																																																																
	公共下水道 (人)	農業集落排水 (人)	合併浄化槽 (人)																																																																	
可能人口	4,492	6,873	7,050																																																																	
普及率	19.70%	30.10%	30.90%																																																																	
79	設計諸元	汚水	<p>①流量公式 クッターの公式</p> <p>②最小管径 200mm、道路の状況(私道等)により150mm 管径決定にあたっての余裕率・・・指針どおり (小口径管は100%、中口径管は50～100%)</p> <p>③流速 原則として指針どおり(0.6～3.0m/sの範囲)但し実流速を考慮し、可能な限り1.0～1.8m/sの範囲とする</p> <p>④管種 基本としてビニール管。地形、埋設物、口径及び深度等により最適な管種を採用</p> <p>⑤最小土被り 1.0m(前橋市達の浅層埋設基準による)</p> <p>⑥勾配 上記②～④を満たす範囲で決定。特に地形の状況等による埋設深を考慮し、極力経済的な施工にする</p> <p>⑦伏越し管 2条管、管内流速は上流管の20～30%増しを標準とする</p> <p>⑧既設埋設構造物とのクリアランスは30cm以上とする</p>	<p>①流量公式 マンニングの公式</p> <p>②最小管径 200mm、道路の状況により150mm 管径決定にあたっての余裕率・・・指針どおり(100%)</p> <p>③流速 原則として指針どおり(0.6～3.0m/sの範囲)</p> <p>④管種 基本としてビニール管。</p> <p>⑤最小土被り 1.0m(県通達の浅層埋設基準による)</p> <p>⑥勾配 上記②～④を満たす範囲で決定。</p> <p>⑦既設埋設構造物とのクリアランスは30cm以上とする。</p>	<p>○前橋市の制度により調整する ・制度に大きな違いはないため、合併時から前橋市の制度を適用する。</p>																																																															

上下水道部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		雨水	①雨水流出量算定式・ 合理式 $Q = 1 / 360 \cdot C \cdot I \cdot A$ ②降雨強度公式 タルボット型 $I = 6,350 / (t + 40)$ ③確率年数・・・5年確率 ④流入時間・・・7分 ⑤流出係数 用途地域別流出係数を求め、各排水区ごとに総 括流出係数を算定して使用 ⑥流量計算公式 クッター公式 ⑦水理計算断面 円形管＝満流 矩形渠＝内法高さの90% 開 渠＝内法高さの80% ⑧管渠断面の余裕率 原則としてとらない	なし	○前橋市の制度により調整する ・合併時から前橋市の制度を適用する。	

上下水道部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		その他	<p>1. 農業排水路の取り扱い ①基本計画では、既設水路に流下している用水は流量として考慮しない ②基本計画では、用水路と幹線の交差、または重なりが生じる箇所については、計画管渠における対応とする ③実施計画では、用水路の利用状況が計画段階とは変化していることが想定されるため、再調査を行い、接続・交差方法を選択する ④実施計画において、既設水路が用水路として長期的に利用すると予想され、幹線に接続されなかった場合については、それと同等の水路または管渠の新設を検討する。</p> <p>2. マンホール設置 ①間隔 指針どおり、ただし管径600mm以下は1号以上の人孔間で100mまで可能 ②構造 管路の起点及び小口径管の中間点・会合点については1号人孔が基本（指針どおり）。維持管理上支障のない場合は、小型マンホール（レジン、塩ビ製）設置を考慮</p> <p>3. ルート変更等 地形状況等によりルートや高さ等を変更する場合は、計画係と協議。軽微な変更についても雨水計画との関連などから、必ず協議または報告する。</p> <p>4. 補助対象事業 弾力条項を適用している。</p>	<p>1. 農業排水路の取り扱い なし</p> <p>2. マンホール設置 ①間隔 指針どおり ②構造 指針どおり</p> <p>3. ルート変更等 なし</p> <p>4. 補助対象事業 弾力条項を適用している。</p>	○前橋市の制度により調整する ・制度に大きな違いはないため、合併時から前橋市の制度を適用する。	
80	汚水量原単位		<p>計画汚水量 原単位 単位：1／人／日</p> <p>日平均 生活汚水量 基礎家庭 営業用水 計</p> <p>流域関連 300 90 390 単独公共 300 330 660</p> <p>地下水量 日最大 時間最大</p> <p>流域関連 90 580 825 単独公共 180 980 1,400</p>	<p>計画汚水量 原単位 (単位：1／人／日)</p> <p>日平均 生活汚水量</p> <p>基礎家庭 営業用水 計</p> <p>流域関連 300 80 380</p> <p>地下水量 日最大 時間最大</p> <p>流域関連 90 490 740</p>	○前橋市の制度により調整する	

上下水道部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考																								
81	計画の流入及び流出水質		<p>流入水質 流出水質</p> <table border="1"> <tr> <td>BOD</td> <td>SS</td> <td>BOD</td> <td>SS</td> </tr> <tr> <td>単独公共 170mg/l</td> <td>130mg/l</td> <td>8mg/l</td> <td>6mg/l</td> </tr> <tr> <td>流域関連 228mg/l</td> <td>172mg/l</td> <td>10mg/l</td> <td>-mg/l</td> </tr> </table>	BOD	SS	BOD	SS	単独公共 170mg/l	130mg/l	8mg/l	6mg/l	流域関連 228mg/l	172mg/l	10mg/l	-mg/l	<p>赤城山大洞処理場(特環)</p> <table border="1"> <tr> <td>流入水質</td> <td>流出水質</td> <td>BOD</td> <td>SS</td> <td>BOD</td> <td>SS</td> </tr> <tr> <td>200mg/l</td> <td>200mg/l</td> <td>20mg/l</td> <td>30mg/l</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	流入水質	流出水質	BOD	SS	BOD	SS	200mg/l	200mg/l	20mg/l	30mg/l			○前橋市及び富士見村の制度により調整する	
BOD	SS	BOD	SS																											
単独公共 170mg/l	130mg/l	8mg/l	6mg/l																											
流域関連 228mg/l	172mg/l	10mg/l	-mg/l																											
流入水質	流出水質	BOD	SS	BOD	SS																									
200mg/l	200mg/l	20mg/l	30mg/l																											
82	開発行為	1. 開発行為等(下水道計画区域内)	<p>①公共下水道との整合 ・下水道の未供用地区についても、下水道計画に適合した施設を設置 ・公共下水道工事は開発行為の予定にかかわらず、原則として建設課の年次計画に沿って、優先度の高いところから施工 ・1,000㎡以上のものは前橋市宅地開発指導要綱による。1,000㎡未満のものも本管(将来本管になるものも含め)工事については、下水道管理課の道路位置指定の協議に係る下水道管布設工事実施基準により指導</p> <p>②負担金等の減免 負担金等の条例及び施行規程を基本とする。開発後相当の年月が経過したものについては、担当工事係及び管理課維持係により調査を行った上で判断する</p> <p>③開発事業者等への対応 窓口は基本的には計画係とする。内容により担当工事係及び管理係も含めて対応することとし、後々遺漏のないよう対処する</p>	<p>①公共下水道との整合 ・1,000㎡以上のものは富士見村土地開発事業指導要綱に基づき、富士見村土地開発審査委員会で協議をし、指示している。(ただし、当該要綱には下水道についての記述はない。)</p> <p>②負担金等の減免 開発行為による負担金等の減免は行わない。</p>	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を適用する。前橋市、富士見村とも概ね同様な考え方であるため、合併時に前橋市の基準・要綱に合わせて調整する。																									

上下水道部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		2. 開発 指導要綱	<p>(下水道)</p> <p>第17条 開発行為により設置される下水道の施設は、下水道法(昭和33年法律第79号)及び前橋市公共下水道例(昭和37年前橋市条例第54条)並びに本市の下水道計画に適合させ造成しなければならない。</p> <p>2 排水施設から放流する下水の水質基準は、下水道法、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)等の関係法令等の定めるところによるものとする。</p> <p>3 排水施設の污水管の流末は、公共下水道に接続させるものとする。ただし、公共下水道管未設置地区については、下水道管又は終末処理施設を本市の計画に適合させ、設置するものとする</p> <p>4 集水区域が自然流下方式で、流末を公共下水道に接続できない場合は、ポンプ場の確保又は設置をすることとし、その位置及び規模は、開発区域及びその周辺の状況を勘案して定めるものとする。</p> <p>5 排水施設の設置に要する事業費は、事業者が負担するものとする。</p>	なし	○前橋市の制度により調整する	

上下水道部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
83	私道対策	1. 取り扱い	<p>1. 基本的な判断・取り扱い</p> <p>①「私道への下水道管布設の取扱要綱」(平成15年4月1日)により対応・判断し、取り扱うことを原則とする。</p> <p>②判断等が困難又は不都合が生じると想定される場合は課内(基本的に係長以上)での協議の基に対応。</p> <p>③判断等に苦慮した事例については、今後の課全体の統一的な方針を保つため、取扱い結果について全員に周知させる。</p> <p>2. 工事実施に当たっての基準</p> <p>①管種・・・塩化ビニル管の使用を標準とし、管径はφ150mmを原則とする</p> <p>②勾配・・・最小6%、最大50%</p> <p>③管渠の最小土被り・・・1m</p> <p>④マンホール・・・塩ビ製柵(内径300mm)を標準とする。最大間隔は30mとするが、私道の延長が30m以上の場合は人孔(1号・0号)の設置も考慮する</p> <p>⑤公道の本管への接続は支管によることを原則とする。現場の状況等特に必要と思われる場合は、人孔を設置する</p> <p>⑥私道の本管から宅地内への取付管は、支管による取付を原則とし、管径はφ100mmとする</p> <p>⑦舗装等道路復旧については、原型復旧を原則とする</p> <p>⑧私道に布設する下水道管は、基本的には流末(幹線的なもの)として設定しないものとする</p> <p>3. 体制等について</p> <p>①施工エリア区分は、本管と同時施工及び後付での施工共に、現行の本管工事の施工エリア分けを基本とする</p> <p>②課全体の窓口は計画係とし、各工事係の窓口は各係長とする。申請の受付・相談等は計画係での対応を基本とし、受付後担当の各係へ引き継ぐ</p> <p>4. その他</p> <p>①出来るだけ公道の下水道布設工事と同時に進めるように努める</p> <p>②後付の私道工事についても近隣の工事をまとめるなど経費節減に努める</p>	<p>1. 基本的な判断、取扱い</p> <p>富士見村が設置する私道への下水道管布設取扱要綱(平成18年4月1日)により対応、判断し取り扱うことを原則とする。</p> <p>2. 工事施工に当たっての基準</p> <p>本管工事に準じる</p>	<p>○前橋市の制度により調整する</p> <p>・前橋市、富士見村の制度に大きな相違はないため、合併時から前橋市の制度を適用する。</p>	

上下水道部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		2. 下水道管 布設取扱要綱 1	<p>私道への下水道管布設の取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、私道に面した建築物の排水設備及び水洗便所の普及促進を図ることを目的に下水道管を布設する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。 (私道の要件) 第2条 下水道管を布設する私道は、次の各号に掲げる要件を備えたものでなければならない。 (1) 両端又は一端が下水道管の布設されている公道に接続していること。 (2) 幅員が1.8m以上あって、下水道管を布設する余裕があること。 (3) 私道部分が分筆され、道路としての形態を成し公衆の用に供されていること。 (布設要件) 第3条 私道に下水道管を布設するには、次の各号に掲げる要件が備わっていないとしない。 (1) 当該下水道管を利用する家屋が2戸(家屋の所有者が同一人であるものは、1戸と算定する。)以上あり、その全戸が直ちに排水設備の改造及び汲み取り便所の水洗化をすることが明らかであること。 (2) 私道敷の所有者が下水道管の布設を承諾していること。 (3) 私道敷の使用期間は下水道管の存置期間とし、使用料が無償であること。 (4) 私道敷の所有権を第三者に譲渡し、当該土地に制限物件、その他の権利を設定し、又はこれらの権利を譲渡する場合は譲受人その他新たに権利を取得する者に対し、下水道管布設部分の使用権を受け継がせる旨の確約が得られていること。 (5) 第6条の規定により、当該下水道管の廃止又は布設替を行う場合は、それに伴う費用又は補償は、当該私道敷所有者又は関係者の負担とすること。</p>	<p>富士見村が設置する私道への下水道管布設取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、私道に面した建築物の排水設備及び水洗便所の普及促進を図ることを目的に下水道管を布設する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。 (私道の要件) 第2条 下水道管を布設する私道は、次の各号に掲げる要件を備えたものとする。 (1) 両端又は一端が下水道管の布設されている公道に接続していること。 (2) 幅員が1.8m以上あって、下水道管を布設する余裕があること。 (3) 私道部分が分筆され、道路としての形態を成し、公衆の用に供されていること。 (布設要件) 第3条 私道に下水道管を布設するには、次の各号に掲げる要件が備わっていることとする。 (1) 当該下水道管を利用する者が、すみやかに排水設備の改造及び汲み取り便所の水洗化をすることが明らかであること。 (2) 私道敷の所有者の5分の4以上が下水道管の布設を承諾していること。 (3) 私道敷の使用期間は下水道管の存置期間とし、使用料が無償であること。 (4) 私道敷の所有権を第三者に譲渡し、当該土地に制限物件、その他の権利を設定し、又はこれらの権利を譲渡する場合は譲受人その他新たに権利を取得する者に対し、下水道管布設部分の使用権を受け継がせる旨の確約が得られていること。 (5) 第6条の規定により、当該下水道管の廃止又は布設替を行う場合は、それに伴う費用又は補償は、当該私道敷所有者又は関係者の負担とすること。</p>	<p>○前橋市の制度により調整する ・前橋市、富士見村の制度に大きな相違はないため、合併時から前橋市の制度を適用する。</p>	

上下水道部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		2. 下水道管 布設取扱要綱 2	<p>(布設申請)</p> <p>第4条 私道に下水道管の布設を希望する者は、代表者を定めて、下水道管布設申請書に、次の各号に定める書類を添付して申請するものとする。</p> <p>(1) 下水道管布設希望者名簿 (2) 下水道管布設承諾書 (3) 私道平面図及び土地所有者区画図 (4) 公図（法務局に備えつけのもの写し） (5) 私道所有者の土地登記簿謄本又は抄本（所有権を示すもの） (6) 私道部分の現況写真 (採否の決定)</p> <p>第5条 水道事業管理者は前条の申請があったときは、必要なる調査を行い、申請の採否を決定し、その結果を下水道管布設決定通知書により、申請の代表者に通知するものとする。</p> <p>(廃止又は布設替)</p> <p>第6条 土地の所有者は事情の変更により、当該下水道管の廃止又は布設替を必要とするときは、関係者の同意書を付し、水道事業管理者の承諾を受けなければならないものとする。</p> <p>2 前項の規定により廃止又は布設替をする者は、それに要する諸費用を負担しなければならないものとする。</p> <p>(完成後の措置)</p> <p>第7条 工事完了後の下水道管の所有権は、前橋市に帰属するものとし、下水道管の維持管理は、市が行うものとする。</p> <p>2 新たに利用の申出をした者があるときは、正当の理由のない限り下水道管への接続を拒んではならない。</p>	<p>(布設申請)</p> <p>第4条 私道に下水道管の布設を希望する者は、代表者を定めて、下水道管布設申請書（様式第1号）に、次の各号に定める書類を添付して村長に申請するものとする。</p> <p>(1) 下水道管布設希望者名簿（様式第2号） (2) 下水道管布設承諾書（様式第3号） (3) 私道平面図及び土地所有者区画図（様式第4号） (4) 公図（法務局に備えつけのもの写し） (5) 私道所有者の土地の記載事項証明書（所有権を示すもの） (6) 私道部分の現況写真 (採否の決定)</p> <p>第5条 村長は前条の申請があったときは、必要なる調査を行い、申請の採否を決定し、その結果を下水道管布設採否決定通知書（様式第5号）により、申請の代表者に通知するものとする。</p> <p>(廃止又は布設替)</p> <p>第6条 土地の所有者は事情の変更により、当該下水道管の廃止又は布設替を必要とするときは、関係者の同意書を付し、村長の承諾を受けなければならないものとする。</p> <p>2 前項の規定により廃止又は布設替をする者は、それに要する諸費用を負担しなければならないものとする。</p> <p>(完成後の措置)</p> <p>第7条 工事完了後の下水道管の所有権は、富士見村とし下水道管の維持管理は、村が行うものとする。</p> <p>2 新たに利用の申出をした者があるときは、追加接続に対して承認すること。</p> <p>附 則 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。</p>	<p>○前橋市の制度により調整する</p> <p>・前橋市、富士見村の制度に大きな相違はないため、合併時から前橋市の制度を適用する。</p>	

上下水道部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		2. 下水道管 布設取扱要綱 3	<p>私道対策についての取り扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要件の2戸以上は、公道に面している家を含めて考える。 ・土地所有者の所在が不明の場合 <p>①私道に下水道を布設し、利用を希望する住民(利害関係人)が警察に土地所有者の搜索願を出し、行方不明 証明書を得る。</p> <p>②警察の行方不明証明書をもとに、住民の代表者が家庭裁判所へ行き、民法第25条に基づく申請を行う。</p> <p>(不在者の財産の管理)</p> <p>③審判により財産管理人選任申し立ての許可(認定)を得た後に、当該財産管理人の土地使用承諾を添付し、下水道管布設申請書を提出する。</p> <p>④市は申請書に基づき採否を決定し、代表者に通知した上で工事に着手する。</p>	なし	<p>○前橋市の制度により調整する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前橋市、富士見村の制度に大きな相違はないため、合併時から前橋市の制度を適用する。 	

上下水道部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
84	自費工事	取扱要綱 1	<p>下水道施設自費工事についての取扱要綱（趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、下水道法第16条の規定により下水道計画区域内において、公共下水道管理者以外のものが行う、開発行為以外（小規模開発や個人で施工する工事等）の工事で、申請者が自費工事により下水道施設（污水管・取付管等）を公道等に布設する場合の取扱について、下水道計画に基づいた指導と事務の遂行に必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（布設要件）</p> <p>第2条 下水道施設の工事をする必要な要件は、次の各号に定めるものとする。</p> <p>（1）下水道計画区域内であること。</p> <p>（2）布設しようとする下水道施設の流末に、公共下水道管が埋設されていること。</p> <p>（3）布設しようとする下水道施設の工事箇所に、支障となる他の埋設管がないこと。</p> <p>（4）布設された下水道施設に申請者以外の利用希望者がいる場合は、その下水道施設を寄附する場合を除き、無償でその利用について承諾すること。</p> <p>（5）布設された下水道施設を申請者が管理する場合で、その下水道施設に関する権利を譲渡するときは、譲受人その他新たに権利を取得する者に対し、下水道施設に関する義務及び権利を受け継がせる旨の確約が得られていること。</p> <p>（6）計画汚水排出量が、公共下水道の施設能力に支障を及ぼさないこと。</p> <p>（布設申請）</p> <p>第3条 下水道施設の工事を希望する者は、次の各号に定める書類を提出すること。</p> <p>（1）下水道施設工事承認申請書</p> <p>（2）工事着手届</p> <p>（3）工事完成届</p> <p>（承認の判定）</p> <p>第4条 公営企業管理者（以下「管理者」という。）は、前条の申請があったときは、必要な調査を行い申請の判定をし、その結果を下水道施設工事承認申請書により申請者に通知する。</p>	<p>下水道供用開始区域において、民間開発又個人で新たに本管より取付管を取り出す場合は、自費工事とする。</p> <p>（地区説明会等において、新規に取り出しをする場合は、公共汚水マス設置位置届書を提出して、自費工事となる旨を説明済みのため）</p> <p>排水設備工事を行う前に、受益者負担金を全額納付してもらう。</p> <p>布設された下水道管については、官民境界までは、寄附してもらい村で維持管理を行う。</p> <p>下水道施設の工事をする者は、次の書類を提出する。</p> <p>（1）寄附に伴う誓約書</p> <p>（2）道路掘削申請書（建設課）</p> <p>（3）寄附金申出書</p> <p>下水道施設の工事を行う者は、本管取り出し工事の村指定工事店とし、施工方法は下水道課にて指示をする。</p>	<p>○前橋市の制度により調整する</p> <p>・自費工事の制度は、合併時から前橋市の制度を適用する。</p>	

上下水道部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		取扱要綱 2	<p>(廃止又は布設替)</p> <p>第5条 申請者が下水道施設を管理する場合に、事情の変更により当該下水道施設の廃止又は布設替を必要とするときは、管理者の承諾を得てそれに要する諸費用を負担し、工事をしなければならない。</p> <p>(完成後の措置)</p> <p>第6条 工事完成後、検査結果を申請者に下水道施設承認工事検査結果通知書により通知するものとする。なお、合格した下水道施設の寄附申込みがあるときは、管理者が別に定める寄附受入基準に基づき、寄附を受け入れるものとする。</p> <p>2 道路位置指定を受けた私道及び、道路用地寄附受入基準に適合した道路に布設する下水道施設も、第1項に準じた措置を行う。</p> <p>3 第1項及び第2項により、申請者が寄附申込を行う場合以外は、申請者が維持管理を行う。</p> <p>4 寄附を受入れた下水道施設の維持管理は、市が行う。</p> <p>他事業者からの工事申請フロー</p> <p>法第16条 公共下水道管理者以外の者の行う工事等</p> <p>下水道施設工事承認申請書 (申請許可用) (道路占用申請用)</p> <p>↓</p> <p>工事着手届</p> <p>↓</p> <p>工事完成届</p> <p>↓</p> <p>完成検査 (検査依頼) (検査調書)</p> <p>↓ (合格) ↓ (不合格)</p> <p>下水道施設承認工事検査 結果通知書 →手直し再検査</p> <p>寄附申込書 寄附受入書(寄附行為者へ)</p> <p>※寄付申込のない場合は、個人で管理</p>	同上	<p>○前橋市の制度により調整する</p> <p>・自費工事の制度は、合併時から前橋市の制度を適用する。</p>	

上下水道部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
85	相互利用に関する協定		<p>他市町村における公の施設(公共下水道)の相互利用に関する協定</p> <p>公共下水道を相互に利用するに当たり、その利用方法、経費の負担方法その他必要な事項について定める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象区域の設定 ・下水管渠の接続方法 ・排除する下水の水質基準 ・排除方法 ・経費の負担方法 ・下水道使用料等の徴収方法 ・排水設備等設置基準の設定 ・市町村負担金の額の算出方法 ・建設費の額の算出方法 ・建設工事の実施に伴う事前協議 ・市町村負担金の支払方法等 ・建設費の支払方法等 ・経過措置 ・有効期間の設定 ・疑義等の決定 <p>申請方法 原則として、申請地の所在する市町村へ申請手続き(取付管、区域外流入)を行い、相互協定市町村が協議をし、流入許可を決定する。</p>	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市のみ制度であるため、合併時から前橋市の制度を適用する。	
86	建築確認のチェック		<p>①環境課からの認可区域ラインについての問い合わせに回答。(合併浄化槽の補助金交付の関係)</p> <p>②建築指導から毎月確認申請台帳の写しを受け、内容を確認し、公共下水の整備計画に合わせて接続可能であれば施主と協議する。</p>	<p>①合併浄化槽補助金関係については、同じ担当課のため下水道課内で計画区域について確認。</p> <p>②下水道供用開始区域であれば、申請者と協議する。 (自費工事・受益者負担金等)</p>	○前橋市の制度により調整する ・前橋市、富士見村とも殆ど同様な内容であるため、合併時から前橋市の制度を適用する。	
87	告示について		公共下水道の下水処理の開始について、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき、年度末に告示し、関係図面については、下水道建設課において縦覧に供する。	公共下水道の下水処理の開始について、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき、告示し、関係図面については、下水道課において縦覧に供する。	○前橋市の制度により調整する ・法律に基づく行為であり、前橋市、富士見村とも内容は同じであるため、特に調整の必要はない。	

上下水道部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
88	許可区域外の 下水接続方法 (取扱い)		<p>①認可区域の境界道路上の下水道本管に面した土地については、認可区域内として取り扱う。よってその道路に面した宅地については、原則としてすべて取り付けを行う。</p> <p>②認可区域間を接続する下水道本管に面した宅地、及び前工団などで造成した団地に関連する区域については、区域外流入の対象とする。(全体区域外でも対象とする。)</p> <p>③全体区域内にある宅地は、市の計画(指導)に沿って自費工事で施工する場合は、区域外流入の対象とする。</p> <p>④全体区域外の場合は対象としない。(原則として接続できない。)</p> <p>※区域外流入の取扱いは、下水道管理課において要綱を定め、受付等を行う。</p>	<p>①認可区域の境界道路上の下水道本管に面した土地については、認可区域内として取り扱う。よってその道路に面した宅地については、原則としてすべて取付を行う</p> <p>②該当なし</p> <p>③同左</p> <p>④全体区域外の場合は対象としない。(原則として接続できない)</p>	<p>○前橋市の制度により調整する</p> <p>・制度が前橋市、富士見村とも内容は同じであるため特に調整の必要はなく、合併時に同様の制度とする。</p>	

上下水道部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
89	取付管設置基準	<p>設置基準 H19.2.1 改正 (目的)</p> <p>(市街化区域)</p>	<p>前橋市公共下水道 取付管設置基準 (目的) 第1条 この基準は下水道法(昭和33年4月24日法律第79号。)第3条第1項の規定に基づき、公共下水道処理区域における取付管(前橋市公共下水道条例(昭和37年12月20日条例第54号)第2条第2項に規定する取付管をいう。以下同じ。)の設置について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(市街化区域) 第2条 市街化区域における取付管の設置は、1箇所に連続した同一所有者の土地(以下「1区画の敷地」という。)に1箇所を原則とする。 2 地形、その他排水系統又は排水量により必要な場合は、排水面積(敷地面積)に応じ 次のように増設できる。 排水面積(敷地面積)：増設可能な取付管の数：取付管の大きさ 500㎡以上：1箇所：内径150mm 1,000㎡以上：2箇所：内径150mm 1,000㎡以上は1,000㎡増すごとに150mm管1箇所を増す。 3 排水面積が前項の規定以下で、使用者が特別に必要として取付管の増設をする場合は、前橋市公営企業管理者(以下「管理者」という。)の許可を得て設置し、その費用は使用者が負担することとする。</p>	<p>当該基準はない。</p>	<p>○新市に移行後、段階的に調整する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取付樹の公費負担について、合併後経過措置を設ける。(富士見村は公費負担、前橋市はキャップどめ・樹は私費負担) ・工事完了まで富士見村の制度(基準)を適用する。 	

上下水道部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		(市街化調整区域)	<p>(市街化調整区域)</p> <p>第3条 市街化調整区域における取付管の設置は地目上宅地（現況宅地を含む）であるものにつき、1宅地に1箇所を原則とする。</p> <p>2 地形、その他排水系統又は排水量等により増設が必要な場合は、取付箇所の数だけ分担金の納付を必要とする。</p> <p>3 宅地（現況宅地を含む）以外であっても、前橋市開発審査会提案基準による農家の二、三男が分家する場合の住宅地については、市負担により取付管を設置し、その数だけ分担金の納付を必要とする。</p>	なし	同上	
		(区域区分が定めていない都市計画区域内の下水道区域)	<p>(区域区分が定めていない都市計画区域内の下水道区域)</p> <p>第4条 区域区分が定めていない都市計画区域内の下水道区域における取付管の設置は1区画の敷地に1箇所を原則とする。</p> <p>2 地形、その他排水系統又は排水量等により増設が必要な場合は自費工事とする。</p> <p>3 建物の新築等により取付管を新設する場合は、建築確認済証の写しを添付することにより市負担で施工を行うこととする。</p> <p>4 第2項の場合は受益者負担金、分担金の賦課は行わない、又第3項の場合は排水設備の接続申請に基づき受益者負担金、分担金を賦課する。</p>			
		(管径)	<p>(管径)</p> <p>第5条 取付管の管径は本管に関連し、原則として150mm及び100mmとする。</p> <p>2 前橋市公共下水道条例第3条第4項、第5項に規定の管渠の断面で、排除すべき下水を前項により流下することが困難な場合はこれを増大することができる。</p> <p>3 前項の規定について、管径200mmの取付管は、管径150mmの取付管の2箇所分として換算し、第2条第2項及び第3条第2項の規定に反映させるものとする。</p>			
		(構造)	<p>(構造)</p> <p>第6条 取付管の構造は前橋市水道局下水道工事一般仕様書（管渠編）によらなければならない。</p>			

上下水道部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		(新設、増設及び改造) (確認)	<p>(新設、増設及び改造)</p> <p>第7条 下水道供用開始後、新たに取付管の設置を希望する場合及び既設取付管の改造を希望する場合は、第8条、第9条及び第10条によらなければならない。</p> <p>(確認)</p> <p>第8条 既設取付管の有無については、前橋市公共下水道台帳図（以下「台帳図」という。）等により確認すること。</p> <p>2 台帳図に既設取付管が図示されている場合も、排水工事施工前に現地で取付管の有無位置、管底深等を確認すること。</p> <p>3 区画整理事業区域内の取付管設置については、区画整理担当課へ確認すること。</p>	なし	同上	
		(申請)	<p>(申請)</p> <p>第9条 取付管の新設、増設及び改造の申請は取付管新設申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）によるものとし、案内図の他、必要に応じ次の各号に掲げる書類を添付すること。</p> <p>(1) 取付管の新設、第2条第2項、第3条第2項、第4条第2項及び第4条第3項の規定により取付管を申請する場合は、面積を確認できる登記簿謄本、公図の写し、及びその他必要と認めるもの。</p> <p>(2) 区画整理事業区域内については、仮換地指定通知書、仮換地変更通知書又は仮換地証明書のいずれかの写し、及び保留地売買契約書の写し。</p> <p>(3) 私道への下水道管布設の取扱要綱により整備された下水道管から取付管を設置する場合は、私道からの取付に対する同意書（様式第2号）</p> <p>(4) 取付管設置の申込者と取付管設置場所の土地所有者が異なる場合は、土地所有者の同意書（様式第3号）</p> <p>(5) 代理人による申請の場合は代理人届書</p> <p>(6) 下水道受益者負担金、下水道分担金の受益者申告関係書類（様式第4号）</p> <p>(7) 建築確認済証の写し（区域区分のない都市計画区域）</p> <p>2 申込書は取付管新設工事を希望する日の1か月以上前までに提出すること。</p>	なし	同上	

上下水道部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考																																					
		(自費工事)	<p>(自費工事)</p> <p>第10条 第2条第3項及び第4条第2項に該当するものの他、区域外流入、既設取付管を改造する場合、及び申請者の特別な理由により管理者が認めた場合(以下「特別な理由」という)の費用は使用者が負担することとする。又特別な理由による受益者負担金、分担金は限度内において工事に要する費用のうち取付管にかかる費用に相当する額を減額することができる。</p> <p>2 管理者は前項に該当する取付管の申請を確認したときは、公の見地から必要な条件を付し許可するものとする。</p> <p>3 取付管の設置及び改造工事に際しては、前項の許可条件及び前橋市水道局下水道工事一般仕様書(管渠編)に基づき施工すること。</p> <p>4 工事完成後の取付管の所有者は前橋市に帰属するものとし、取付管の維持管理は市が行う。</p>	なし	同上																																						
90	受益者負担金	負担金の額、納期	<p>○前橋都計画下水道事業受益者負担に関する条例 都市計画事業として執行する下水道事業のうち、公共下水道に係る事業に要する費用の一部に充てるため、受益者から徴収する負担金について必要な事項を定める。</p> <p>○各受益者の負担金の額 受益者が所有し、又は地上権を有する土地の面積に別表に定める単位負担金額を乗じて得た額</p> <table border="1" data-bbox="539 933 996 1109"> <thead> <tr> <th>負担区の名称</th> <th>負担区的地積</th> <th>1㎡当たり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一負担区</td> <td>1,002ヘクタール</td> <td>91円</td> </tr> <tr> <td>第二負担区</td> <td>598ヘクタール</td> <td>227円</td> </tr> <tr> <td>第三負担区</td> <td>587ヘクタール</td> <td>302円</td> </tr> <tr> <td>第四負担区</td> <td>742ヘクタール</td> <td>363円</td> </tr> <tr> <td>第五負担区</td> <td>815ヘクタール</td> <td>363円</td> </tr> <tr> <td>第六負担区</td> <td>320ヘクタール</td> <td>363円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○負担金の納期</p> <table border="1" data-bbox="539 1157 996 1252"> <tbody> <tr> <td>第1期</td> <td>7月1日から同月末日まで</td> </tr> <tr> <td>第2期</td> <td>9月1日から同月末日まで</td> </tr> <tr> <td>第3期</td> <td>11月1日から同月30日まで</td> </tr> <tr> <td>第4期</td> <td>翌年2月1日から同月末日まで</td> </tr> </tbody> </table>	負担区の名称	負担区的地積	1㎡当たり	第一負担区	1,002ヘクタール	91円	第二負担区	598ヘクタール	227円	第三負担区	587ヘクタール	302円	第四負担区	742ヘクタール	363円	第五負担区	815ヘクタール	363円	第六負担区	320ヘクタール	363円	第1期	7月1日から同月末日まで	第2期	9月1日から同月末日まで	第3期	11月1日から同月30日まで	第4期	翌年2月1日から同月末日まで	<p>○富士見村下水道事業受益者負担金条例 公共下水道事業に要する費用の一部に充てるため、都市計画法及び地方自治法の規定に基づく受益者負担金を賦課し徴収するものとする。</p> <p>○各受益者の負担金 受益者が所有し、又は地上権等を有する土地の面積に下記に定める額とする。</p> <p>○負担区 第1負担区～第5負担区</p> <p>○受益者負担金の額</p> <p>①300㎡以下の土地 135,000円</p> <p>②300㎡を超える土地 135,000円と300㎡を超える面積に1㎡当たり250円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>○負担金の納期(7条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1025 1157 1496 1252"> <tbody> <tr> <td>第1期</td> <td>6月1日から 6月30日</td> </tr> <tr> <td>第2期</td> <td>9月1日から 9月30日</td> </tr> <tr> <td>第3期</td> <td>12月1日から 12月25日</td> </tr> <tr> <td>第4期</td> <td>2月1日から 2月28日</td> </tr> </tbody> </table>	第1期	6月1日から 6月30日	第2期	9月1日から 9月30日	第3期	12月1日から 12月25日	第4期	2月1日から 2月28日	<p>○現行のまま新市に引き継ぐ</p> <p>・前橋市、富士見村の制度をそのまま残す。前橋市、富士見村を統一した基準は現行の区域では不可能なため、現在整備している区域は、それぞれの制度として現状のまま残す。村の下水道認可区域が拡大された場合、新負担区については、段階的に前橋市の制度に統一する。</p> <p>※富士見村の条例は、都市計画法及び地方自治法に基づくものであるため、合併後においては、都市計画法に基づく負担金条例と地方自治法に基づく分担金条例とに分けて制定する必要がある。</p>	
負担区の名称	負担区的地積	1㎡当たり																																									
第一負担区	1,002ヘクタール	91円																																									
第二負担区	598ヘクタール	227円																																									
第三負担区	587ヘクタール	302円																																									
第四負担区	742ヘクタール	363円																																									
第五負担区	815ヘクタール	363円																																									
第六負担区	320ヘクタール	363円																																									
第1期	7月1日から同月末日まで																																										
第2期	9月1日から同月末日まで																																										
第3期	11月1日から同月30日まで																																										
第4期	翌年2月1日から同月末日まで																																										
第1期	6月1日から 6月30日																																										
第2期	9月1日から 9月30日																																										
第3期	12月1日から 12月25日																																										
第4期	2月1日から 2月28日																																										

上下水道部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考																								
		一括納付報奨金	<p>負担金を一括納付したときは、納期前に納付した負担金の額に別表第1に掲げる率を乗じて得た額を当該受益者に一括納付報奨金として交付する。</p> <p>・前橋都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程 別表第1(第6条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>一括納付する期間</td> <td>乗率</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>100分の3</td> </tr> <tr> <td>2年</td> <td>100分の6</td> </tr> <tr> <td>3年</td> <td>100分の9</td> </tr> <tr> <td>4年</td> <td>100分の12</td> </tr> <tr> <td>5年</td> <td>100分の15</td> </tr> </table>	一括納付する期間	乗率	1年	100分の3	2年	100分の6	3年	100分の9	4年	100分の12	5年	100分の15	<p>負担金を一括納付したときは、納期前に納付した負担金の額に別表第1に掲げる率を乗じて得た額を当該受益者に一括納付報奨金として交付する。ただし、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。</p> <p>(徴収猶予を受けた場合は適用しない)</p> <p>・富士見村下水道事業受益者負担に関する条例施行規程 別表第1(第11条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>一括納付する期間</td> <td>報奨率</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>2年</td> <td>6%</td> </tr> <tr> <td>3年</td> <td>9%</td> </tr> <tr> <td>4年</td> <td>12%</td> </tr> <tr> <td>5年</td> <td>15%</td> </tr> </table>	一括納付する期間	報奨率	1年	3%	2年	6%	3年	9%	4年	12%	5年	15%		
一括納付する期間	乗率																													
1年	100分の3																													
2年	100分の6																													
3年	100分の9																													
4年	100分の12																													
5年	100分の15																													
一括納付する期間	報奨率																													
1年	3%																													
2年	6%																													
3年	9%																													
4年	12%																													
5年	15%																													
		徴収猶予	<p>○生活困窮のため、ただちに負担金を納付することが困難と認められる受益者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・猶予期間：管理者の認定する期間 ・猶予の額：全額 <p>○田、畑、池沼、山林、原野、雑種地に係る受益者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・猶予期間：宅地として使用し又は使用できる状況にあると認められるまでの期間で、土地区画整理地内にあるものは5年以内、それ以外の場合は10年以内 ・猶予の額：全額 <p>○災害等により負担金を納付することが困難であると認められる受益者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・猶予期間：管理者の認定する期間 ・猶予の額：全額 	<p>○受益者負担金の徴収猶予基準</p> <p>被害の程度</p> <p>①盗難にあったとき</p> <p>被害の程度 50万円以上 100万円未満</p> <p>猶予期間 1年 警察の盗難届証明を添付すること。</p> <p>被害の程度 100万円以上</p> <p>猶予期間 2年 警察の盗難届証明を添付すること。</p> <p>②受益者又は、受益者と生計を共にする親族が病気又は事故等の負傷により長期の療養を必要とするとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2年以内(状況により村長が定める期間) <p>③係争地の場合 受益者の決定(判定)の日まで</p> <p>④田、畑その他これに準ずる土地(公共汚水枡を設置した土地は除く。)</p> <p>条例第7条第4項の最終納期限から宅地化まで</p> <p>⑤宅地(その他これに準ずる土地を含む。)</p> <p>800㎡を超える場合は800㎡まで規定どおり徴収し、残りの宅地については、条例第7条第4項の最終納期限から5年以内の猶予期間とする。ただし、村長が排水設備等の設置の可能性が無と判断した場合は、その都度村長が定める。</p> <p>⑥その他 その他特に猶予することが必要であると認めた場合は、その都度村長が定める。</p>																										
		減免	減免基準 別表1 のとおり	減免基準 別表1 のとおり																										

上下水道部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考																								
91	分担金	分担金の額、納期	<p>○前橋市公共下水道事業分担金条例 公共下水道事業のうち都市計画事業でないものに要する費用の一部に充てるため、事業により利益を受ける者から徴収する分担金について必要な事項を定める</p> <p>○分担金の額 分担金の額は、徴収区域内に存する宅地の下水道取付管1か所につき30万円とする。</p> <p>○分担金の納期 分担金を分割して徴収するときは、納期を毎年度4期に均等に区分するものとする。この場合において、毎年度各期の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 8月1日から同月末日まで 第2期 10月1日から同月末日まで 第3期 12月1日から同月末日まで 第4期 翌年2月1日から同月末日まで</p>	<p>○富士見村赤城山大洞地区特定環境保全公共下水道事業分担金徴収条例 赤城山大洞地区特定環境保全公共下水道に係る下水道事業に要する費用の一部に充てるため、受益者から分担金を徴収するものとする。</p> <p>○新規受益者の分担金額等</p> <p>1 新規受益者から別表に定める額の分担金を徴収する。</p> <p>2 新規受益者は、下水道施設への接続に要する費用についても負担しなければならない</p> <p>別表（新規受益者の分担金額） 施設の規模（延べ面積）</p> <table border="0"> <tr> <td>・別荘 50㎡以下</td> <td>315,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（延べ面積が50㎡を超えるものについては、観光(営業)等の用途に供する施設を適用）</td> </tr> <tr> <td>専用住宅 100㎡以下</td> <td>335,000円</td> </tr> <tr> <td>100㎡を超え150㎡以下</td> <td>355,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（延べ面積が150㎡を超えるものについては、観光(営業)等の用途に供する施設を適用）</td> </tr> <tr> <td>・観光(営業)等の用途に供する施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>200㎡以下</td> <td>402,000円</td> </tr> <tr> <td>200㎡を超え300㎡以下</td> <td>502,000円</td> </tr> <tr> <td>300㎡を超え400㎡以下</td> <td>602,000円</td> </tr> <tr> <td>400㎡を超え500㎡以下</td> <td>702,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">500㎡を超えるもの〔延べ面積に100㎡未満の端数がある場合は、100㎡に切り上げて算定する。〕</td> </tr> <tr> <td colspan="2">500㎡を超える面積について、100㎡増す毎に200,000円を加算した額と702,000円の合計額</td> </tr> </table> <p>○納付期限 村長は分担金の額を定めたときは、遅滞なく当該分担金の額及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。 分担金は、分割して徴収することができる。</p>	・別荘 50㎡以下	315,000円	（延べ面積が50㎡を超えるものについては、観光(営業)等の用途に供する施設を適用）		専用住宅 100㎡以下	335,000円	100㎡を超え150㎡以下	355,000円	（延べ面積が150㎡を超えるものについては、観光(営業)等の用途に供する施設を適用）		・観光(営業)等の用途に供する施設		200㎡以下	402,000円	200㎡を超え300㎡以下	502,000円	300㎡を超え400㎡以下	602,000円	400㎡を超え500㎡以下	702,000円	500㎡を超えるもの〔延べ面積に100㎡未満の端数がある場合は、100㎡に切り上げて算定する。〕		500㎡を超える面積について、100㎡増す毎に200,000円を加算した額と702,000円の合計額		<p>○現行のまま新市に引き継ぐ</p> <p>・富士見村では、公共下水道事業分担金制度がなく、合併後に事例が出てきた場合は、前橋市の制度を適用する。</p> <p>・赤城山大洞地区特定環境保全公共下水道については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p>	
・別荘 50㎡以下	315,000円																													
（延べ面積が50㎡を超えるものについては、観光(営業)等の用途に供する施設を適用）																														
専用住宅 100㎡以下	335,000円																													
100㎡を超え150㎡以下	355,000円																													
（延べ面積が150㎡を超えるものについては、観光(営業)等の用途に供する施設を適用）																														
・観光(営業)等の用途に供する施設																														
200㎡以下	402,000円																													
200㎡を超え300㎡以下	502,000円																													
300㎡を超え400㎡以下	602,000円																													
400㎡を超え500㎡以下	702,000円																													
500㎡を超えるもの〔延べ面積に100㎡未満の端数がある場合は、100㎡に切り上げて算定する。〕																														
500㎡を超える面積について、100㎡増す毎に200,000円を加算した額と702,000円の合計額																														

上下水道部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考																				
		徴収猶予	<p>○災害により土地、家屋等に被害を受け、分担金を納付することが困難であると認められるとき</p> <table border="0"> <tr> <td>被害割合</td> <td>猶予期間</td> </tr> <tr> <td>概ね50%未満</td> <td>1年以内</td> </tr> <tr> <td>概ね50%以上</td> <td>2年以内</td> </tr> </table> <p>○分担金納付者又は分担金納付者と生計を一にする親族が病気又は負傷により長期療養を必要とし、分担金を納付することが困難であると認められるとき</p> <table border="0"> <tr> <td>療養期間</td> <td>猶予期間</td> </tr> <tr> <td>1年以上3年未満</td> <td>1年以内</td> </tr> <tr> <td>3年以上</td> <td>2年以内</td> </tr> </table> <p>○盗難その他事故にあい、分担金を納付することが困難であると認められるとき</p> <table border="0"> <tr> <td>被害等の額</td> <td>猶予期間</td> </tr> <tr> <td>10万円以上50万円未満</td> <td>1年以内</td> </tr> <tr> <td>50万円以上</td> <td>2年以内</td> </tr> </table> <p>○分担金納付者が生活困窮のためただちに分担金を納付することが困難と認められるとき</p> <table border="0"> <tr> <td>猶予期間</td> <td>5年以内</td> </tr> </table>	被害割合	猶予期間	概ね50%未満	1年以内	概ね50%以上	2年以内	療養期間	猶予期間	1年以上3年未満	1年以内	3年以上	2年以内	被害等の額	猶予期間	10万円以上50万円未満	1年以内	50万円以上	2年以内	猶予期間	5年以内	<p>○分担金の猶予</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益者が、当該分担金を納付することが困難であり、かつ、その現に所有し、又は地上権等を有する土地等の状況により徴収を猶予することが、徴収上有利であると認められるとき。 ・受益者について、災害、盗難その他の事故が生じたことにより、受益者が当該分担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。 		
被害割合	猶予期間																									
概ね50%未満	1年以内																									
概ね50%以上	2年以内																									
療養期間	猶予期間																									
1年以上3年未満	1年以内																									
3年以上	2年以内																									
被害等の額	猶予期間																									
10万円以上50万円未満	1年以内																									
50万円以上	2年以内																									
猶予期間	5年以内																									
		減免	減免基準 別表2 のとおり	○減免 条例第11条 村長は、特に必要があると認められる場合は、分担金を減免することができる。																						

上下水道部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
92	水洗便所普及 奨励措置	規程概要	<p>○前橋市水洗便所普及奨励規程 水洗便所の普及を図るために必要な奨励の方法その他について定めるものとする</p> <p>○奨励の方法等 くみ取り便所を水洗便所に改造し、又は既存のし尿浄化槽を廃止して公共下水道に接続させるための工事を行う者に対し、工事費を融資する取扱いとする。</p> <p>○融資額 融資する工事費は、1件につき100万円以内とし、無利子とする。</p>	<p>○富士見村水洗便所及び排水設備改造資金融資斡旋条例 下水道処理区及び農業集落排水処理区域内において、水洗便所及び排水設備改造工事を行う者に対し、改造資金の融資斡旋及び利子補給を行うことにより、水洗便所及び排水設備の普及促進を図り、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>○融資斡旋の条件 (1) 融資額は、水洗便所及び排水設備改造工事1件につき100万円以内とする。 (2) 利率は、村長が融資取扱金融機関と協議して別に定める。 (3) 償還期限及び償還方法は、融資を受けた月の翌月から起算して36月以内に元利均等の方法により月賦償還とする。ただし、期限前において繰上償還することができる。</p> <p>○利子補給 下水道処理区域については、公共下水道の供用開始の告示の日から3年以内に、農業集落排水処理区域にあつては接続可能となった日から3年以内にし尿浄化槽の廃止に伴う水洗便所及び排水設備工事を完了した場合、当該融資資金に係る利子相当額を補給するものとする。ただし、償還期日を経過した融資資金に係る利子については、補給しないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利子補給（18年度現在） ・公共下水道事業 4件 	<p>○前橋市の制度により調整する ・合併時から前橋市の制度を適用する。ただし、利子補給制度により融資を受け、利子補給の対象となる未償還者が残る場合、その制度を存続させる。</p>	
93	公共下水道処理区域外汚水の流入	取扱要綱 H19.7.1改正 (趣旨)	<p>前橋市公共下水道処理区域外汚水の流入に関する取扱要綱 (趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、前橋市公共下水道条例（昭和37年条例第54号。以下「条例」という。）第24条第1項の規定に基づき、公共下水道処理区域（下水道法『昭和33年法律第79号。以下「法」という。』第2条第8号に規定する処理区域をいう。）外の汚水の流入（以下「区域外流入」という。）について、必要な事項を定める。</p>	当該要綱はない。	<p>○前橋市の制度により調整する ・前橋市のみの制度であるため、合併時から前橋市の制度を適用する。</p>	

上下水道部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		(許可の申請)	<p>(許可の申請)</p> <p>第2条 区域外流入をしようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ公営企業管理者(以下「管理者」という。)に申請し許可を得なければならない。</p> <p>2 前項による申請は、前橋市公共下水道処理区域外汚水流入許可申請書(様式第1号)によるものとし、必要な書類を添付しなければならない。</p>	なし	同上	
		(許可)	<p>(許可)</p> <p>第3条 管理者は、前条の申請書を受理したときは、次の各号に掲げる内容を審査し、相当と認めるときは、前橋市公共下水道処理区域外汚水流入許可書(様式第2号)により許可する。</p> <p>(1) 計画汚水排出量が、公共下水道の施設能力に支障を及ぼさないこと。</p> <p>(2) 公共下水道埋設道路部分に沿接する土地からの流入であること。</p> <p>(3) 地域の環境が改善されること。</p> <p>(4) 公共用水域の水質が保全されること。</p> <p>2 管理者は、前項の許可に際し必要な条件を付することができる。</p>	なし	同上	

上下水道部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		(受益者負担金相当額又は分担金相当額の納付)	<p>(受益者負担金相当額又は分担金相当額の納付)</p> <p>第4条 申請者は、汚水の流入先となる区域の区分に応じて、次の各号に掲げる金額から取付管の設置に係る費用（当該各号に掲げる金額を上限とする。）を差し引いた金額（第2号に掲げる金額から取付管の設置に係る費用を差し引く場合は、取付管ごとに当該取付管の設置に係る費用を差し引くものとする。）を納付しなければならない。</p> <p>(1) 前橋都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和55年前橋市条例第14号）第3条に規定する受益者負担金に相当する額</p> <p>(2) 前橋市公共下水道事業分担金条例（平成9年前橋市条例第28号）第4条に規定する分担金に相当する額</p> <p>(3) 前橋市大胡都市計画及び宮城都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成16年前橋市条例第32号）第3条に規定する受益者負担金に相当する額</p> <p>(4) 前橋市宮城地区公共下水道事業分担金条例（平成18年前橋市条例第20号）第4条に規定する分担金に相当する額</p> <p>2 前項各号に掲げる金額は、申請時において最も新しい時期に決定された単位負担金額又は単位分担金額により算定する。</p>	なし	同上	
		(受益者負担金又は分担金の免除)	<p>(受益者負担金又は分担金の免除)</p> <p>第4条の2 前条第1項第1号の金額を納付した区域外流入の申請に係る土地が受益者負担金を賦課する対象の区域となったとき又は同項第3号若しくは第4号の金額を納付した区域外流入の申請に係る建物が受益者負担金若しくは分担金を賦課する対象の区域となったときは、当該区域に賦課する受益者負担金又は分担金を免除する。</p>	なし	同上	

上下水道部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		(工事の施工) (費用の負担) (検査)	<p>(工事の施工)</p> <p>第5条 申請者は、第3条第1項の許可に係る工事(以下「工事」という。)を行うときは関係法令を遵守し、管理者の指示に従わなければならない。</p> <p>2 工事の施工は、管理者の指定を受けた下水道排水設備指定工事店、又は前橋市建設工事競争入札参加審査要領第3条による一般競争入札及び指名競争入札の参加資格を有する事業者で、建設業法第2条の別表第1に掲げる土木一式工事の許可を受けているものであること。</p> <p>(費用の負担)</p> <p>第6条 工事に要する費用は、申請者の負担とする。</p> <p>(検査)</p> <p>第7条 申請者は、工事が完了したときは、工事完了届けを5日以内に管理者に届け出てその検査を受けなければならない。</p>	なし	同上	
94	位置指定道路への下水道管布設工事	実施基準	<p>道路位置指定の協議に係る下水道管布設工事実施基準</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 管種は塩化ビニル管の使用を基準とし、管径は内径 150mmを原則とする。 2. 勾配は最小を6%、最大を50%とする。 3. 管渠の最小土被りは前橋市浅層埋設基準による。 4. マンホールは塩ビ製榭(内径300mm、台座コンクリート製)を標準とし、最大間隔は30mとするが、申請 道路の延長が30m以上の場合は人孔(内径900mm円形人孔、内径750mm円形人孔)の設置も考慮する。 5. 公道の本管への接続については、支管によることを 原則とするが、現場の状況等特に必要と思われる場合は、人孔を設置する。 6. 申請道路の本管から宅地内への取付管については、支管による取付を原則とし、管径は内径100mmとする。 7. 工事完成後は速やかに下水道管理課に連絡すること。 8. その他、別途協議する。 	当該基準は無い。 開発行為に準じ指導	○前橋市の制度により調整する ・合併時から前橋市の制度(基準)を適用する。	

上下水道部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
95	下水道施設の 寄附受入	<p>基準 (目的) (受入基準) (書式・添付書類)</p> <p>(受入通知) (費用)</p>	<p>下水道施設寄附受入基準 (目的) 第1条 この基準は、下水道施設自費工事についての取扱要綱第6条に基づき、公道等に自己負担で布設した場合に、公共下水道管として寄附受入をするにあたり、必要な事項を定めるものとする。 (受入基準) 第2条 下水道施設の寄附受入については、次に掲げる基準に該当していなければならない。 (1)計画汚水排出量が、公共下水道の施設能力に支障を及ぼさないこと。 (2)公共用水域の水質が、保全されること。 (3)地域の生活環境の改善に貢献すること。 2 前項の許可にあたり公共下水道管理者は、公共の見地から必要な条件を付することができる。 (書式・添付書類) 第3条 下水道施設を寄附しようとするときは、寄附申込書(様式第6号)に次に掲げる図書類を添付して、提出しなければならない。 (1)位置図 (2)平面図 (3)縦断図・横断図 (4)公図の写し (5)施設調書 (6)その他公共下水道管理者が、特に必要と認める図書</p> <p>(受入通知) 第4条 審査の結果、寄附受入基準に適合した下水道施設は、申出者に対し寄附受入書(様式第7号)をもって通知する。 (費用) 第5条 申請するに要する費用は、当該施設を寄附しようとする者の負担とする。</p>	<p>下水道供用開始区域で自費工事において、本管より取り出した場合、官民境界までは、寄附してもらい村で維持管理を行う。</p> <p>(1)寄附申出書 施工写真・位置図等添付</p> <p>最終樹は、公共樹 当該基準は無い。</p> <p>なし</p>	<p>調整方針案</p> <p>○前橋市の制度により調整する ・合併時から前橋市の制度(基準)を適用する。</p> <p>同上</p>	備考

上下水道部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
96	排水設備の設置基準等	排水設備工事設計施工指針概要	<p>○排水設備工事設計施工指針（抜すい）（適用） この仕様書は、公共下水道に流入する排水設備の新設等（新設、増設又は改築）を行う工事に適用するものとする。</p> <p>（目的） 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、公共用水域の水質を保全するため、排水設備の構造や機能が重要であり、その水準を確保する事を目的とする。 排水設備の実施設計にあたり事前調査を綿密に行うことが、工事を円滑に進めるために重要である。</p> <p>（調査） 設計にあたっては、下水道の所管事務を扱う下水道管理課に照会し下水道の敷設状況など必要事項の照会確認をすること。 現場調査にあたっては、取付ますや排水設備のある場所、それらの形状の適否使用の可否を確認すること。</p> <p>（ますの設計） 取付ますは内径200mm以上とし、設置者の土地内に境界線より1m以内に設置しなければならない。 台所の溜めますは、内径300mm以上とし、ますの底部には150mm以上の泥だめを設け、油止めのためのトラップを設置する。 外流しの溜めますは、内径は300mm以上とし、ますの底部には150mm以上の泥だめを設け、臭気止めのためのトラップを設置する。</p>	<p>当該指針は無い。指導の基本は富士見村下水道条例施行規則による。 特殊排水、し尿汚水、雑排水は、前橋市と同様に、それぞれ別系統としている。 台所と外流しのマスは、前橋市と違い、溜マスの設置の指導をしていない。</p>	<p>○前橋市の制度により調整する ・合併時から前橋市の制度（指針）を適用する。</p>	

上下水道部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		<p>ディスポーザ排水処理システムの取扱い指針概要</p>	<p>○ディスポーザ排水処理システムの取扱い指針（抜粋） （趣旨） この指針は、旧建築基準法大38条に基づく建設大臣認定（以下「大臣認定」という。）を受け、又は社団法人日本下水道協会が作成した「ディスポーザ排水処理システム性能基準」（以下「基準」という。）に適合する評価を受けたディスポーザ排水処理システム（以下「システム」という。）の適切な維持管理を確保するために必要な取扱いについて定めるものである。 （定義） ・システムとは、生ごみを粉砕し、これを排水処理槽で処理し、どの排水を公共下水道へ排除する機器の総体であって、大臣認定を受け又は基準に適合する評価を受けたものをいう。 ・メーカーとは、システムについて大臣認定を受け又は基準に適合する評価を受けた者をいう。 （関係書類の添付） 公営企業管理者は、前橋市公共下水道条例第5条に基づき、システムの新設又は変更に係る計画の確認を受けなければならない申請者に対し、申請書に別紙の当該システムに関する書類の添付を求める。 ・維持管理計画書、誓約書、維持管理業務委託契約書の写しなど</p>	<p>当該指針、要綱等はない。現在まで認めたケースも無い。</p>	<p>同上</p>	
97	下水道台帳の管理		<p>○現在は、マイラー図及び複写図を用いて管理し、閲覧等に供している。 ○年度当初に引継ぎ書を確認し、補足測量を行い、マイラー図を更新している。</p>	<p>○現在は、複写図を用いて管理し、閲覧等に供している。 ○年度当初に業者に委託し台帳を更新している。</p>	<p>○現行のまま新市に引き継ぐ</p>	

上下水道部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
98	下水処理施設	施設管理	<p>○前橋水質浄化センター（管理：下水道施設課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水処理管理 <ul style="list-style-type: none"> 運転管理 委託、維持管理 直営 ・処理方式及び処理能力 <ul style="list-style-type: none"> ① 1系：高速ばっき沈殿法 合流 20,800m³/日 ② 2系：標準活性汚泥法 合流 40,000m³/日 ③ 3系：標準活性汚泥法 分流 18,200m³/日＋合流 5,200m³/日 ④ 消毒薬品 次亜塩素酸ソーダ(混和池から添加) ⑤ しさ処分 洗浄脱水後、清掃工場で焼却処分 ⑥ 沈砂処分 洗浄後に小粒は焼却・熔融処理。 大粒は場内埋め立て処分 ・ポンプ施設管理 <ul style="list-style-type: none"> ① 中継ポンプ場 9箇所 最大汚水処理能力（内訳） 天川 2.370m³/s 岩神 0.105m³/s 紅雲 0.020m³/s 大手 0.042m³/s 南部 0.105m³/s 天川大島第一 0.546m³/s 敷島 0.149m³/s 駒形 0.071m³/s 中川 休止 ② マンホールポンプ場 40箇所 運転管理 委託、維持管理 直営 ・汚泥処理管理 <ul style="list-style-type: none"> ① 汚泥脱水施設 処理方式 遠心分離、処理能力 75.0m³/h 処理量 34.8m³/h ② 脱水汚泥貯留設備 貯留量 300m³ ③ 汚泥焼却施設 処理方式 乾燥段付流動床炉 処理能力 30.6t/日、処理量 30.5t/日 ④ 汚泥熔融施設 処理方式 気流乾燥機＋旋回流式熔融炉 処理能力 49.2t/日 処理量 38.8t/日（うち焼却灰1.7t/日） 運転管理 委託、維持管理 直営 最終処分 下水道管渠工事埋め戻し材及びコン クリート二次製品の原料として有効活用 	<p>○赤城山大洞処理場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水処理管理 運転監視及び維持管理 管理会社に委託 週2回 ・処理方式及び処理能力 <ul style="list-style-type: none"> ① オキシデーションディッチ方による二次処理 分流 1,000m³/日 ② 消毒薬品 次亜塩素酸ソーダ ③ しさ処分 管理会社に委託 ④ 沈砂処分 管理会社に委託 ・ポンプ施設管理（赤城山大洞） <ul style="list-style-type: none"> ① 中継ポンプ場 1箇所 最大処理能力 1.4m³/min ② マンホールポンプ場 3箇所 運転維持管理 管理会社に委託 ・ポンプ施設管理（流域関連） <ul style="list-style-type: none"> ② マンホールポンプ場 7箇所 運転維持管理 管理会社に委託 月1回 ・汚泥処理管理（赤城山大洞） <ul style="list-style-type: none"> ① 汚泥乾燥設備 天日乾燥 投入汚泥量 3.6m³/日 ・水質管理（委託）月1回 ・処理場施設管理道路の管理（冬期） 除雪業務委託（地元委託） 	○現行のまま新市に引き継ぐ	

上下水道部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		水質監視	<p>○水質監視業務</p> <p>①下水道法及び市条例に基づく監視業務 特定事業場監視 639件/年(直営) 非特定事業場監視 123件/年(直営) 立入検査 762件/年</p> <p>②群馬県流域下水道維持管理要綱に基づく監視業務 流域下水道流入箇所 17箇所 年間水質監視回数 80件/年(直営・委託) 特定事業所数 423件 非特定事業場数 833件(日平均排水量5㎡以上の事業場を抽出したもの)</p>	<p>○水質監視業務</p> <p>①下水道法に基づく監視業務 特定事業場監視 2件/年(直営)</p> <p>②群馬県流域下水道維持管理要綱に基づく監視業務 流域下水道流入箇所 2箇所 年間水質監視回数 4件/年(直営・委託) 水質管理(委託) 年2回</p>	○現行のまま新市に引き継ぐ	
99	農業集落排水事業特別会計繰出金		<p>○特別会計への繰出金 318,885千円</p> <p>○事業地区名 完了地区 前橋東部地区・公田地区・下増田地区・上増田地区・大室地区・今井地区・二之宮地区・樋越地区・稲里地区・新屋地区・込皆戸地区 推進地区 荒砥北部地区・馬場地区</p> <p>○計画処理対象人口 33,000人</p>	<p>○特別会計への繰出金 213,100千円(平成18年度決算) (建設事業費、維持管理事業費、事業債元金及び利子返還金、職員人件費、予備費等の不足する額の繰出金)</p> <p>○事業地区名 完了地区 米野地区・横引地区・市之木場地区・石井地区・富士見東部地区</p> <p>○農業集落排水 区域内人口 6,873人 接続人口 5,895人</p> <p>○事業実施地区 白川東地区(事業実施中) 完成予定 平成22年度末 計画処理対象人口 2,340人</p>	<p>○新市に移行後、速やかに調整する ・前橋市、富士見村で事業を実施しており、制度調整の必要は特にない。繰出金は建設事業費、維持管理費事業費、事業債及び利子返還金、予備費等で、事業の結果生まれるものであり、不足分については、一般会計により補填している。 また、前橋市と富士見村の繰出金に違いが生じているが、これは使用料や供用率に関係しており、特に維持管理 事業における委託方式、委託料等においては違いがあるので、合併までに検討する。</p>	
100	特別会計農業集落排水事業使用料		<p>○前橋市地域し尿処理施設の設置及び管理に関する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用料：前橋市公共下水道料金に同じ ・検針：隔月行っている ・一般家庭のほか、園芸、畜産業を営んでいる世帯には子メーターが設置されていない 	<p>○富士見村農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用料：富士見村公共下水道料金に同じ ・検針：毎月行っている ・個人から申請があった場合の一般家庭のほか、園芸、畜産業を営んでいる世帯には子メーターが設置されている。 	<p>○前橋市の制度に統一する ・富士見村については、一般家庭の利用者が多い35㎡以下については、前橋市の使用料が低廉であるがそれ以上になると富士見村の方が低廉となる。 ・富士見村の35㎡を超える利用者は、村、学校、JAのほか一部の一般家庭も含まれるが、前橋市の料金体系に統一する。 ・検針は前橋市の制度に統一する。 ・子メーターの取扱いについては、合併までに調整する</p>	

上下水道部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
101	特別会計農業集落排水事業分担金		<p>○前橋市農業集落排水事業分担金条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 計画処理区域内世帯主か建物の所有者もしくは管理者 ・分担金 取付管1カ所につき 30万円 ・事業完了地区の取付管工事は市が設置している ・宅地分譲地やアパートは農家でなくても取付管を接続させている 	<p>○富士見村農業集落排水事業受益者分担金徴収条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 処理区域内建物所有者か使用する者 ・国県補助金及び助成金を除いた額を超えない範囲内において、村長が定める。(事業費の5%) ・新規加入分担金 取付管1カ所につき30万円9千円 ・事業完了地区の取付管工事は個人負担(施工主は個人発注)で設置している ・3軒以上の分譲宅地やアパートは農家でないため取付管を接続させていない 	<p>○前橋市の制度に統一する。ただし、事業実施中の地区における分担金については、現行のまま新市に引き継ぐ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分担金については、経過措置として次のとおり扱う。調整対象者：合併年度以前から事業を継続実施している地区の住民 調整の期間：事業完了時まで富士見村の分担金を適用する。なお、事業完了後の新規加入者については前橋市の分担金に統一する。 新規地区の取扱い：合併後、新規に計画される地区については、前橋市の分担金に統一する。 事業完了地区の取扱い：合併年度までに事業を完了している地区の新規加入者の分担金については合併時より前橋市の分担金に統一する。 ・取付管工事は前橋市の制度により調整する ・農家でない箇所について調整する 	
102	特別会計農業集落排水事業排水設備貸付金		<p>○前橋市農業集落排水事業水洗便所普及奨励制度(排水設備貸付金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水洗便所改造工事工事費用貸付金 無利子 融資限度額 100万円 償還期限 汲み取り便所改造 48カ月以内 し尿浄化槽の廃止 30カ月以内 	<p>○富士見村水洗便所及び排水設備改造資金融資幹旋条例融資幹旋条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水洗便所及び排水設備改造工事融資幹旋 無利子 融資限度額 100万円 償還期限 水洗便所及び排水設備改造 36カ月以内 	<p>○前橋市の制度により調整する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水事業・排水設備貸付金制度については、前橋市の制度に統一する。 ・富士見村の融資あっせん制度により融資を受け利子補給の対象となる未償還者が残る場合、その制度を存続させる。 	

上下水道部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
103	特別会計農業 集落排水事業 その他		<ul style="list-style-type: none"> ○各種手数料 <ul style="list-style-type: none"> ・水質検査及び法定検査(11施設) 3, 996千円 ○集落排水施設賠償責任保険料 32千円 ○処理施設技術管理業務委託 3, 917千円 ○清掃業務委託料 9, 100千円 ○雑草等業務委託料 2, 500千円 ○自家用電気工作物保守委託料 2, 067千円 ○施設維持管理業務委託料 26, 099千円 ○J R用地使用料(二カ所) 10千円 ○土地借上料(中継ポンプ23カ所) 51千円 ○施設使用料徴収事務負担金(水道局) 6, 766千円 ○調査設計委託料(群土連他) 41, 800千円 ○施設建設工事費(荒北・馬場) 968, 700千円 <ul style="list-style-type: none"> ・処理施設 1カ所 ・管路工事 2, 950m ・マンホールポンプ 1カ所 ○農業集落排水補完工事 4, 000千円 ○処理施設補修工事 41, 000千円 ○取付管設置工事 13, 200千円 ○修繕(伝票工事費) 12, 000千円 ○上下水道管移設補償 14, 000千円 	<ul style="list-style-type: none"> ○各種手数料 <ul style="list-style-type: none"> ・水質・汚泥分析委託料(5施設) 3, 395千円 ○技術点検委託料 11, 787千円 ○処理場清掃委託料 3, 058千円 ○電気保守点検委託料 1, 068千円 ○日常維持管理委託料(5管理組合へ委託) 1, 440千円 ○調査設計委託料 29, 778千円 ○施設建設工事費(白川東) 216, 800千円 <ul style="list-style-type: none"> ・管路工事 ・上水道管・群馬用水移設補償費 11, 430千円 ○乾燥汚泥処理(肥料登録/富士見1号) ・地元管理組合の引き取りによる農地還元(無償) 	○現行のまま新市に引き継ぐ	
104	農業集落排水 協議会		<ul style="list-style-type: none"> ○前橋市農業集落排水事業連絡協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・構成団体数 13団体 ・参加戸数 7, 584戸 	<ul style="list-style-type: none"> ○富士見村農業集落排水事業連絡協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・構成団体数 6団体 ・参加戸数 2, 338戸(白川東450戸含) 	○新市移行後、速やかに調整する ・合併時に統合するよう調整に努める	

上下水道部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考																									
105	合併処理浄化槽設置補助金	補助対象区域	<p>○補助金の交付対象となる区域は（以下「補助対象区域」という。）は、次に掲げる区域（当該区域において事業認可申請を行っているものを含む。）を除く区域とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項又は第25条の3第1項の規定による認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域 ・農業集落排水処理施設による処理区域 ・地域し尿処理施設による処理区域 <p>※上記のほか下水道認可区域の一部について、市単で補助を実施</p>	<p>○補助金の交付対象となる区域は（以下「補助対象区域」という。）は、次に掲げる区域（当該区域において事業認可申請を行っているものを含む。）を除く区域とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項又は第25条の3第1項の規定による認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域 ・農業集落排水処理施設による処理区域 <p>※制度なし</p>	<p>○前橋市の制度に統一する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併時に前橋市の制度を適用する。 																										
		補助対象者	<p>○補助対象区域において、自己が居住するための専用住宅又は居住部分1/2以上の併用住宅に処理対象人員10人以下の合併処理浄化槽を設置する個人</p>	<p>○補助対象区域において、自己が居住するための専用住宅又は居住部分1/2以上の併用住宅に処理対象人員10人以下の合併処理浄化槽を設置する個人</p>																											
		補助金額	<p>○設置補助額</p> <table border="0"> <tr><td>5人槽</td><td>150,000円</td></tr> <tr><td>6・7人槽</td><td>200,000円</td></tr> <tr><td>8～10人槽</td><td>250,000円</td></tr> </table> <p>○転換加算補助額 上記設置補助に300,000円を加算</p> <p>(参考) 平成18年度補助実績</p> <table border="0"> <tr><td>5人槽</td><td>130基</td></tr> <tr><td>6・7人槽</td><td>99基</td></tr> <tr><td>8～10人槽</td><td>13基</td></tr> <tr><td>計</td><td>242基</td></tr> </table> <p>転換加算 5基 (242基の内数)</p>	5人槽			150,000円	6・7人槽	200,000円	8～10人槽	250,000円	5人槽	130基	6・7人槽	99基	8～10人槽	13基	計	242基	<p>○設置補助額</p> <table border="0"> <tr><td>5人槽</td><td>118,000円</td></tr> <tr><td>6・7人槽</td><td>153,000円</td></tr> <tr><td>8～10人槽</td><td>204,000円</td></tr> </table> <p>○転換加算補助額 制度なし</p> <p>(参考) 平成18年度補助実績</p> <table border="0"> <tr><td>5人槽</td><td>31基</td></tr> <tr><td>6・7人槽</td><td>15基</td></tr> <tr><td>8～10人槽</td><td>0基</td></tr> <tr><td>計</td><td>46基</td></tr> </table>	5人槽	118,000円	6・7人槽	153,000円	8～10人槽	204,000円	5人槽	31基	6・7人槽	15基	8～10人槽
5人槽	150,000円																														
6・7人槽	200,000円																														
8～10人槽	250,000円																														
5人槽	130基																														
6・7人槽	99基																														
8～10人槽	13基																														
計	242基																														
5人槽	118,000円																														
6・7人槽	153,000円																														
8～10人槽	204,000円																														
5人槽	31基																														
6・7人槽	15基																														
8～10人槽	0基																														
計	46基																														

受益者負担金 減免基準比較表

減免対象となる土地	内容	減免率	
		前橋市	富士見村
国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地	1 国公立の学校及び幼稚園用地 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校の用地(寄宿舎用地を含む。)小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園の用に供している土地	100分の75	—
	2 国公立の社会福祉施設用地 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に規定する社会福祉事業施設の用に供している土地	100分の75	—
	3 警察法務収容施設用地 刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所、婦人補導所等の用に供している土地	100分の75	—
	4 国公立の一般庁舎用地 裁判所、労働基準局、警察署、県庁、市役所等の庁舎の用に供している土地	100分の50	—
	5 国公立の病院及び診療施設用地 国立、県立及び市立病院の用に供している土地	100分の25	—
	6 有料の公務員宿舎用地 (1) 国家公務員宿舎法(昭和24年法律第117号)の規定に基づく有料公務員宿舎の用地及び県市のこれらに準ずる宿舎の用地に供している土地 (2) 国家公務員宿舎法の規定に基づく公邸及び無料宿舎の用地並びに県、市のこれらに準ずる宿舎の用地に供している土地	100分の25 それぞれの主体施設の減免率	— —
	7 公営住宅その他の公用財産用地 図書館、公民館、体育館、県民会館、公会堂、公営住宅その他これらに準ずるものの用に供している土地	100分の50	—
国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地	国有林野事業特別会計に属する行政財産及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)に基づく企業の用に供している土地	100分の25	—
国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地	道路、公園、河川及び水路等の用に供することを予定している土地	免除	100%
公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者	生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による扶助を受けている者及びこれに準ずる特別の事情があると認められる者の所有又は使用している土地	免除	100%
事業のため土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者		提供された土地、物件、労力又は金銭に対応する範囲で減額	—
前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者	1 宗教法人法(昭和26年法律第126号)及び墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)による土地 宗教法人法第2条に規定する宗教団体が所有又は使用する土地 ア 宗教法人法第3条に規定する境内地 イ 墓地、埋葬等に関する法律第2条第5項に規定する墓地専ら本来の用に供しないものは、それぞれの用途によるものとする。	100分の50 免除	— 100%
	2 私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人が設置し管理する学校の用に供する土地 所有者が長期にわたって私権の行使できない状態にあるものに限る。	100分の75	—
	3 社会福祉法第2条に規定する事業で同法第22条に規定する社会福祉法人が経営する施設に係る土地	100分の75	—
	4 鉄道用地 踏切、駅前広場、軌道敷(駅構内及び高架部分を除く) 駅舎、プラットホーム その他(職員宿舎用地を除く)	免除 100分の25 100分の25	— — —
	5 公衆用道路	免除	100%
	6 国又は地方公共団体の指定した文化財に係る土地 文化財保護法(昭和25年法律第214号)等により指定された文化財及び指定文化財保存のための施設の用に供している土地	免除	100%
	7 土地の状況により公共下水道施設による汚水等の排除が不可能な土地 宅地化が困難な土地急傾斜地等	免除	100%
	8 その他特に管理者が認めるもの	管理者が定める	100%まで
	区が会館等に供している土地	—	100%
	保安林	—	100%
災害により家屋に被害を受けたとき。火災については焼失割合、地震・風水害については、破壊の割合	被害の程度が30%以上50%未満(公の罹災証明を添付すること。)	—	20%
	被害の程度が50%以上100%以下(公の罹災証明を添付すること。)	—	50%

分担金 減免基準比較表

減免対象となる宅地	内容	減免率	
		前橋市	富士見村
国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している宅地	1 国公立の学校及び幼稚園用地 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校の用地(寄宿舍用地を含む。)小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園の用に供している宅地	100分の75	—
	2 国公立の社会福祉施設用地 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に規定する社会福祉事業施設の用に供している宅地	100分の75	—
	3 警察法務取容施設用地 刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所、婦人補導所等の用に供している宅地	100分の75	—
	4 国公立の一般庁舎用地 裁判所、労働基準局、警察署、県庁、市役所等の庁舎の用に供している宅地	100分の50	—
	5 国公立の病院及び診療施設用地 国立、県立及び市立病院の用に供している宅地	100分の25	—
	6 有料の公務員宿舎用地 (1) 国家公務員宿舎法(昭和24年法律第117号)の規定に基づく有料公務員宿舎の用地及び県市のこれらに準ずる宿舎の用地に供している宅地 (2) 国家公務員宿舎法の規定に基づく公邸及び無料宿舎の用地並びに県、市のこれらに準ずる宿舎の用地に供している宅地	100分の25 それぞれの主体施設の減免率	—
	7 その他の公用財産用地 図書館、公民館、体育館、県民会館、公会堂、公営住宅その他これらに準ずるものの用に供している宅地	100分の50	—
国又は地方公共団体がその企業の用に供している宅地	国有林野事業特別会計に属する行政財産及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)に基づく企業の用に供している宅地	100分の25	—
国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している宅地	道路、公園、河川及び水路等の用に供することを予定している宅地	免除	—
公の生活扶助を受けている者その他これに準ずる特別の事情があると認められる者が所有し、又は使用している宅地	1 公の生活扶助を受けている者が所有し、又は使用している宅地	免除	—
	2 公の生活扶助を受けている者に準ずる特別の事情があると認められる者が所有し、又は使用している宅地	100分の50から100分の100までの範囲	—
事業のため土地、物件、労力又は金銭を提供した者が所有し、又は使用している宅地		提供された土地、物件、労力又は金銭に対応する範囲	—
前各号に掲げるもののほか、その状況により特に分担金を減免する必要があると認められる宅地	1 文化財保護法(昭和25年法律第214号)等により指定された文化財及び指定文化財保存のための施設の用に供している宅地	免除	—
	2 自治会、消防団等が所有し、又は使用する集会所、消防器材倉庫その他これに類する施設の用に供している宅地	免除	—
	3 私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人が設置し管理する学校の用に供する宅地	100分の75	—
	4 社会福祉法第2条に規定する事業で同法第22条に規定する社会福祉法人が経営する施設に係る宅地	100分の75	—
村長は、特に必要があると認められる場合は、分担金を減免することができる。		—	